

磐田市
第9次高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画（案）

令和3年〇月

磐 田 市

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的位置づけ・他計画との関係.....	3
3 計画策定にあたっての国・県の方針.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画策定の方法.....	7
第2章 磐田市の現状と将来像	8
1 磐田市の現状と将来像.....	8
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の基本理念と基本目標.....	15
2 施策の体系.....	17
3 計画の重点的な取り組み.....	18
第4章 目標に向けた取り組み	19
基本目標1 生きがいつくりと介護予防の充実.....	19
(1) 生きがいつくりと社会参加への支援.....	19
(2) 介護予防・健康づくりの推進.....	21
基本目標2 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実.....	27
(1) 在宅医療と介護の連携.....	27
(2) 地域における支え合い活動の推進.....	29
(3) 家族介護を支えるサービスの提供.....	37
基本目標3 認知症施策の推進.....	38
(1) 認知症の予防と重症化予防・普及啓発.....	38
(2) 認知症の人とその家族への支援.....	39
基本目標4 高齢者支援サービスの充実.....	42
(1) 在宅生活を支えるサービスの提供.....	42
(2) 介護保険サービスの充実.....	45

第5章 介護サービス費に係る費用の見込み	59
1 介護（介護予防）給付費の見込み.....	59
2 介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み.....	61
3 標準給付費および地域支援事業費の見込み.....	61
4 第8期介護保険料.....	62
 資料編	 65

1 計画策定の趣旨

わが国では、令和元年（2019年）10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%と過去最高になっています。高齢者数は令和24年（2042年）頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が喫緊の課題となっています。平成28年7月に厚生労働省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、この仕組みをさらに強化し、高齢者に限らず、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域で生活するための課題について、地域住民が「我が事」として取り組む仕組みと、市町村が「丸ごと」相談できる体制づくりの推進を掲げています。

国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年（2018年）2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

この大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

この大綱に基づき、国は、令和7年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

また、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策を推進しています。

さらに、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

こうした背景のもと、国の社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、第8期計画において重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」「2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）」「3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」「4. 認知症「共生」・「予防」の推進」「5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の5つがあげられています。

こうした国等の動向を踏まえ、令和2年度に本市の第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指す新たな計画を策定します。

2 計画の法的位置づけ・他計画との関係

(1) 法的位置づけ

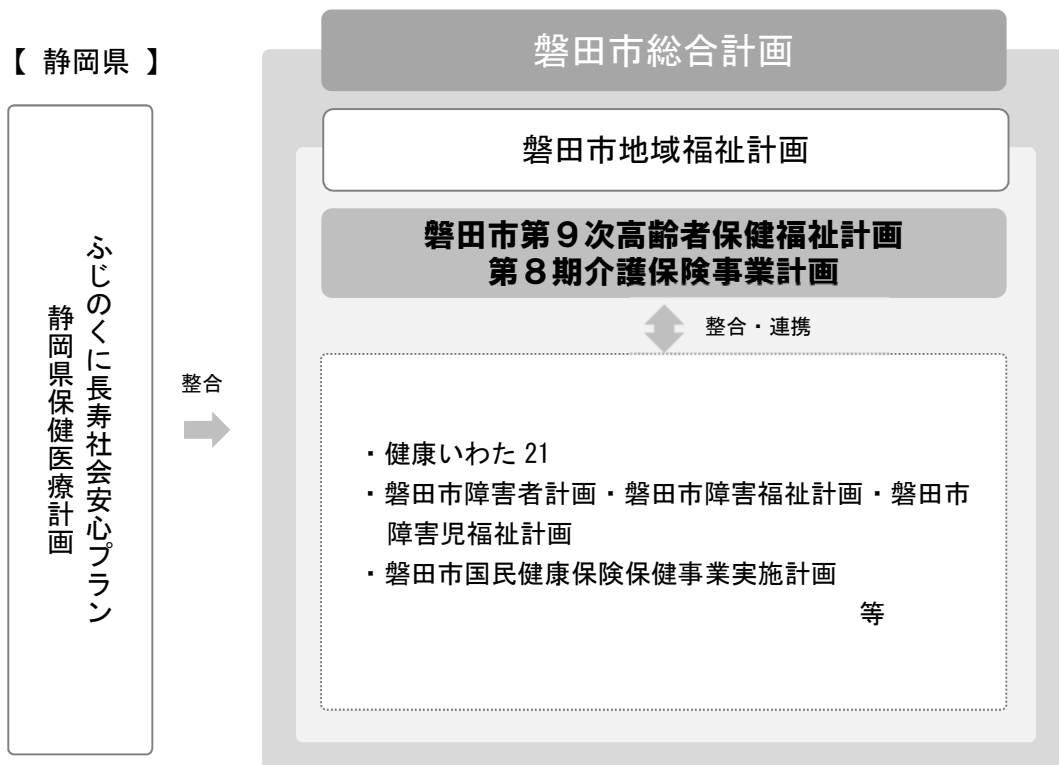
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との兼ね合い

本計画は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定します。

(3) 他計画との関係

市政の基本指針である市総合計画のもと、地域福祉計画、健康いわた21、障害者計画・障害福祉計画等の保健・医療・福祉に関する計画との整合を図ります。また、静岡県が策定する静岡県保健医療計画、ふじのくに長寿社会安心プランとの整合性を図ります。



3 計画策定にあたっての国・県の方針

第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実することが示されています。

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえた計画について

(2) 地域共生社会の実現

○地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みが、将来的に地域共生社会に発展していくことを意識し、他の福祉分野や地域づくりに関わる部局との調整を行うことについて

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組の推進について

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関する「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示となる就労的活動等について

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえた計画について

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について（一般会計による介護予防等に資する独自事業等）

○在宅医療・介護連携の推進として、看取りや認知症への対応強化等について

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考とした計画について

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案した計画について

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について【5つの柱】(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等)
- 教育等他の分野との連携に関する事項について

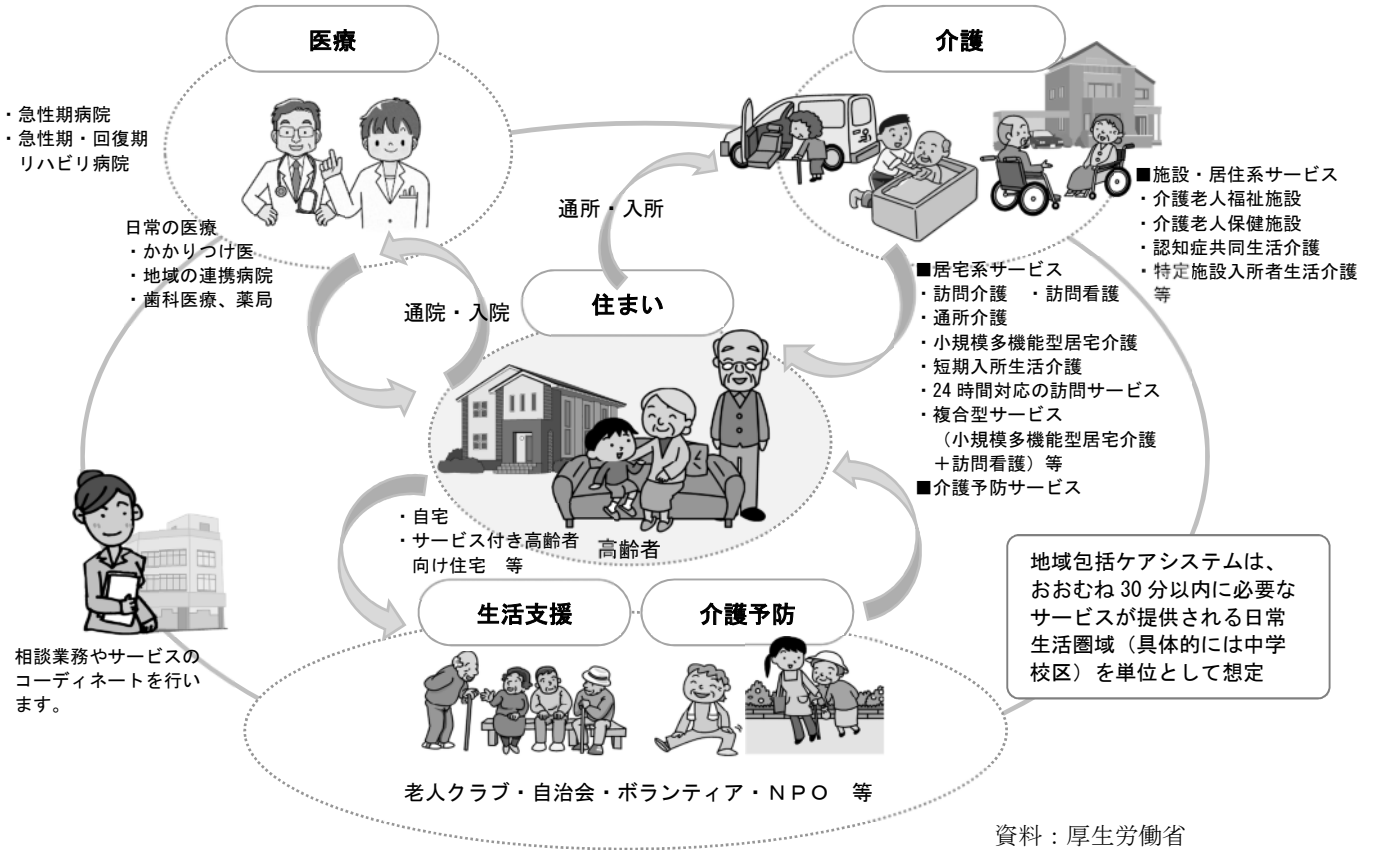
(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策について
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組について

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について

地域包括ケアシステム



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、前の計画の内容を引き継ぎ、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される令和7年（2025年）における高齢者人口などを基に、磐田市の実情に応じた地域包括ケアシステムを持続的・安定的に展開するためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策に反映しています。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
<2025年までの中長期的な見通し>								
第8次高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 2018～2020			第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 2021～2023			第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 2024～2026		

5 計画策定の方法

(1) 介護保険運営協議会の設置

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画の下で地域の特性に応じた事業が展開できるよう、保健・医療・福祉関係者、被保険者（市民）代表、有識者、行政機関による磐田市介護保険運営協議会を設置し、高齢者施策について検討しました。なお、計画の策定にあたり、関係各課等からの意見や情報の集約、高齢者保健福祉向上のための協力体制の強化等を目的として、必要に応じて各課担当者との打ち合わせや調整を随時実施しました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

介護保険制度が利用者にとってより良いものとなるよう地域住民の意見を盛り込むことが必要であり、介護保険事業計画の見直しに先立ち、介護保険事業運営の基礎資料とするべく、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握するため、高齢者等実態調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和●年●月に、本計画の素案について、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募りました。

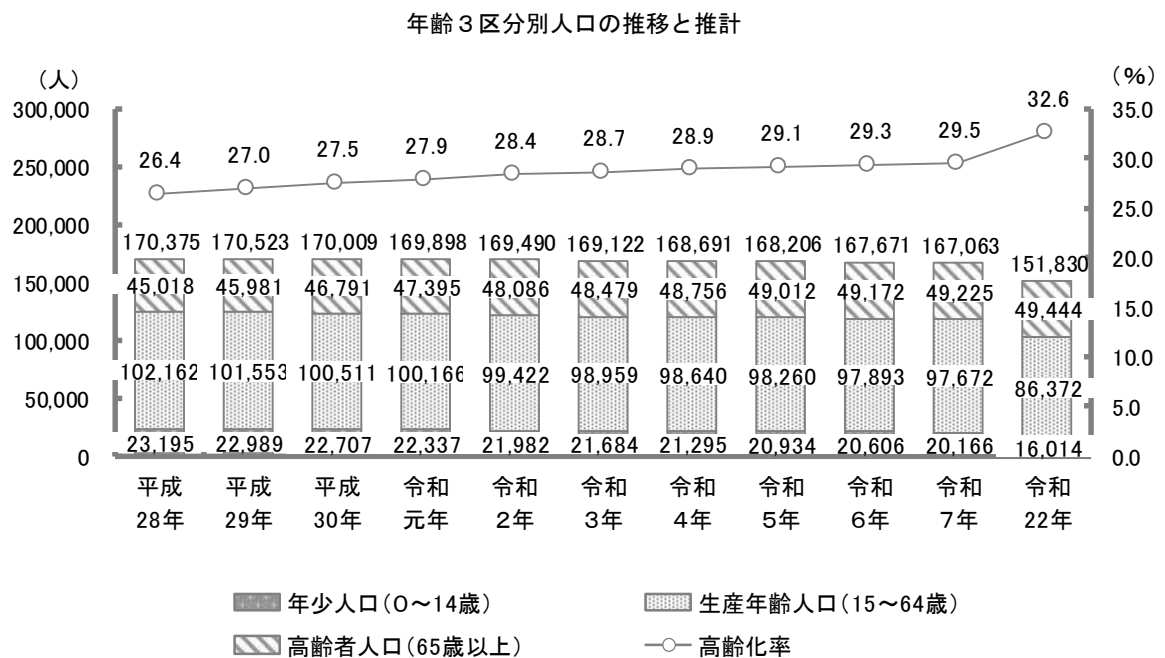
第2章

磐田市の現状と将来像

1 磐田市の現状と将来像

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の総人口は、令和3年以降も減少することが見込まれています。高齢者人口は増加を続け、高齢化率は令和22年に32.6%となることが予想されています。

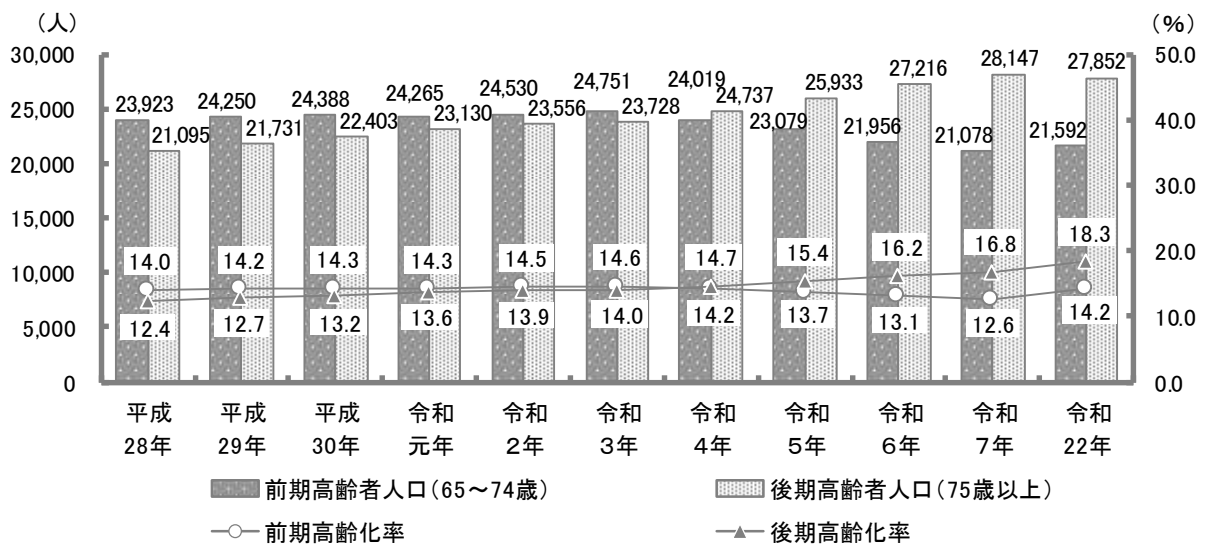


資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年まで増加傾向となっておりますが、令和4年以降減少していくことが見込まれています。一方で後期高齢者（75歳以上）は令和3年以降も増加する見通しとなっており、令和4年には後期高齢者が前期高齢者を上回ることが見込まれています。

前期高齢者、後期高齢者の推移と推計



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

高齢者ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみの世帯ともに増加しています。また、割合としては少ないものの、高齢者親子世帯を含むその他高齢者のみ世帯が増加しています。

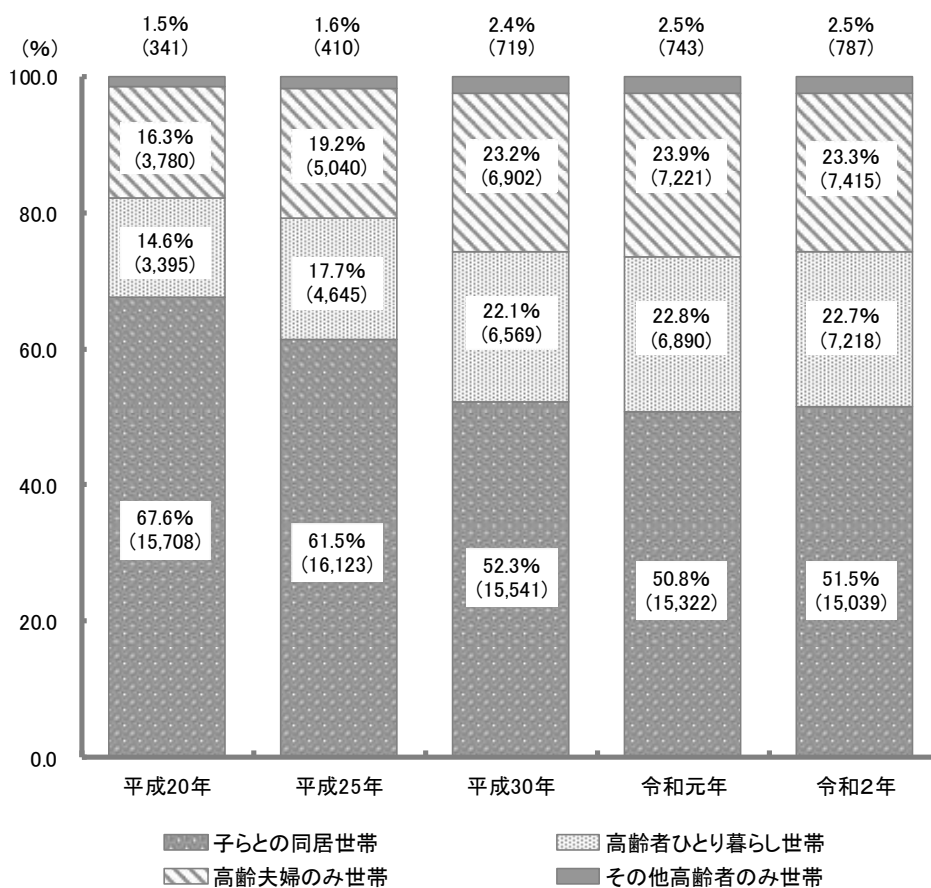
高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

単位：世帯

項目	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総世帯数	62,925	63,200	66,786	67,784	68,858
高齢者がいる世帯	23,224	26,218	29,731	30,176	30,459
高齢者ひとり暮らし世帯	3,395	4,645	6,569	6,890	7,218
高齢者夫婦のみの世帯	3,780	5,040	6,902	7,221	7,415
その他高齢者のみ世帯	341	410	719	743	787

資料：令和 2 年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査（各年 4 月 1 日現在）

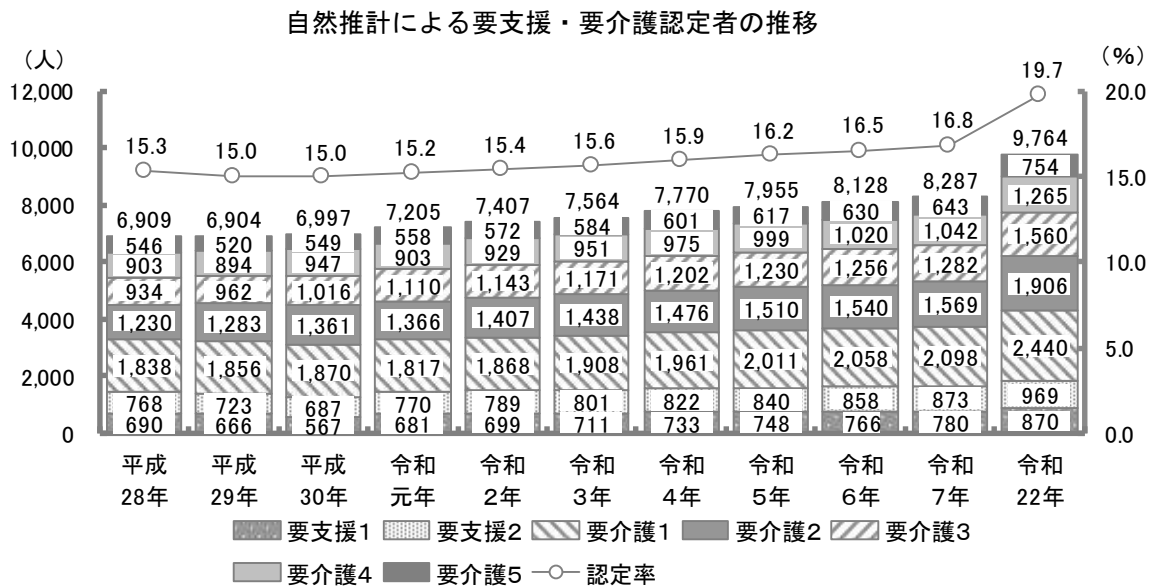
高齢者世帯数の構成比（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）



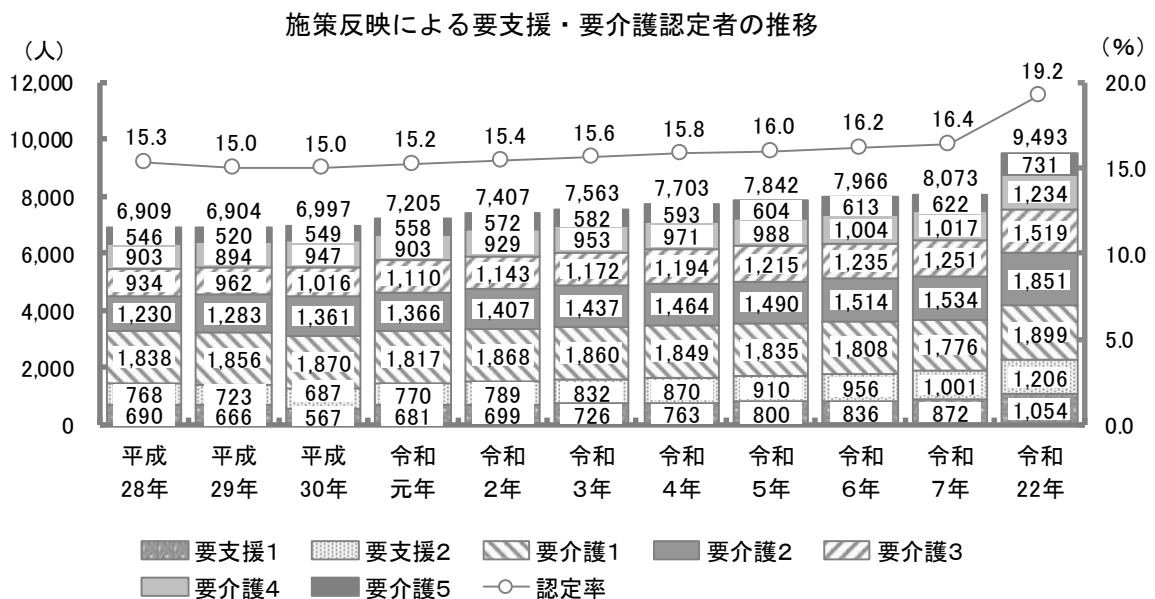
(4) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和元年に7,205人となっています。介護度別でみると、平成28年から令和元年にかけて要介護3の伸びが最も大きく、次いで、要介護2が大きくなっています。

要支援・要介護認定者数は令和2年以降も増加傾向となっており、令和22年では、自然推計によると9,764人、施策反映によると9,493人となる見込みです。



資料：実績は介護保険事業報告月報（各年9月末現在）、推計は介護保険事業報告をもとに算出



資料：実績は介護保険事業報告月報（各年9月末現在）、推計は介護保険事業報告をもとに算出

要介護度別の認定者数（令和元年度）

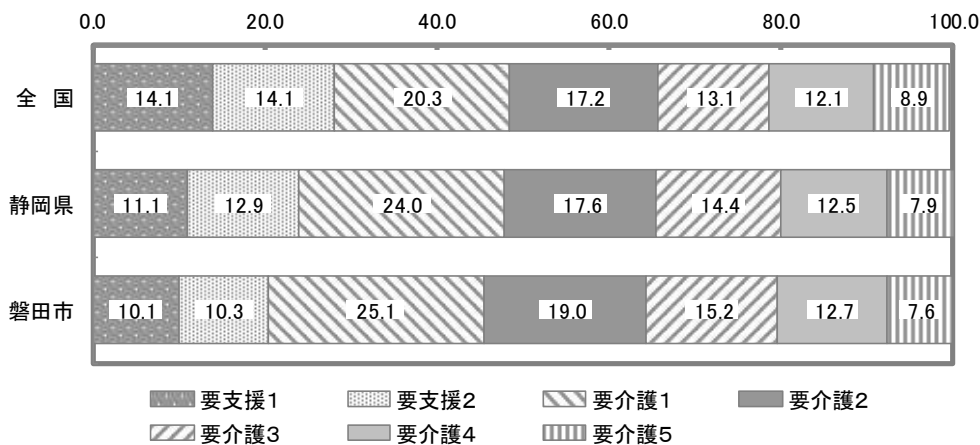
単位：人

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男性	65～69歳	17	22	33	32	24	17	12
	70～74歳	30	25	56	51	42	40	22
	75～79歳	40	39	101	69	62	51	25
	80～84歳	67	43	154	100	86	52	37
	85～89歳	64	56	174	108	74	56	34
	90歳以上	33	42	129	84	87	48	21
女性	65～69歳	8	11	19	22	14	16	15
	70～74歳	34	41	58	40	30	34	17
	75～79歳	79	83	116	78	58	46	45
	80～85歳	118	100	267	150	111	101	62
	85～89歳	149	171	362	268	194	170	103
	90歳以上	86	106	326	353	303	274	152

資料：「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度）
 ※要支援・要介護認定者は1号被保険者のみ

要介護度別の認定者数の割合（令和元年度）

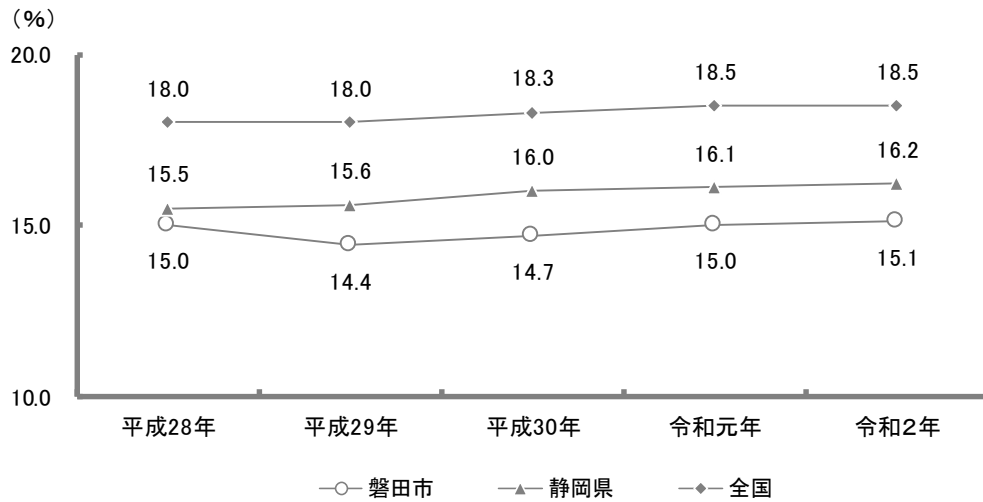
(%)



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

(5) 要介護認定率の比較

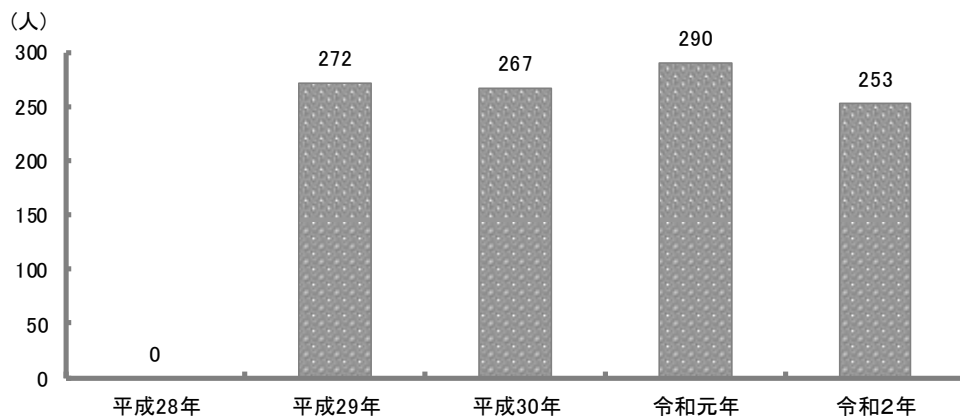
要介護認定率の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

(6) 事業対象者の推移

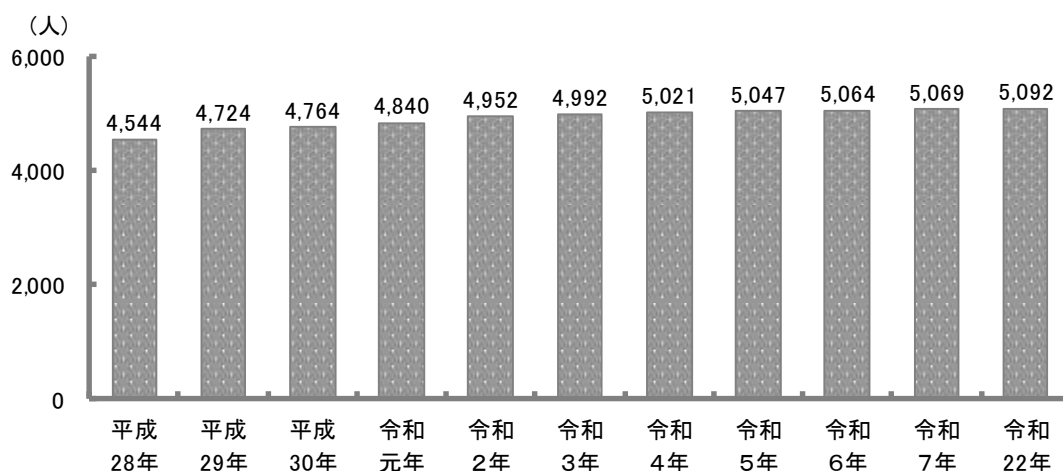
事業対象者の推移



資料：庁内調べ（各年10月1日現在）

(7) 認知症高齢者の推移

認知症高齢者の推移と推計



資料：実績は庁内調べ（各年4月1日現在）、
推計は高齢者人口に日常生活自立度Ⅱ a以上の高齢者の割合を乗じて算出

(8) 日常生活圏域の高齢者数・認定者数

本市の日常生活圏域は中学校区の10圏域とします。高齢者数・認定者数は城山中学校区が最も多くなっていますが、高齢化率は豊岡中学校区が32.2%と最も高く、認定率は神明中学校区が最も高く17.2%となっています。

	総人口	高齢者数	高齢化率	認定者数	認定率
磐田第一中学校区	20,072	5,526	27.5%	894	16.2%
城山中学校区	29,500	7,403	25.1%	969	13.1%
向陽中学校区	10,324	3,139	30.4%	473	15.1%
神明中学校区	13,866	3,471	25.0%	597	17.2%
南部中学校区	18,326	5,213	28.4%	759	14.6%
福田中学校区	17,520	5,435	31.0%	839	15.4%
竜洋中学校区	18,685	5,805	31.1%	951	16.4%
豊田中学校区	13,461	3,595	26.7%	535	14.9%
豊田南中学校区	16,932	4,591	27.1%	623	13.6%
豊岡中学校区	10,987	3,538	32.2%	588	16.6%
市全体	169,673	47,716	28.1%	7,228	15.1%

資料：庁内調べ（令和2年4月1日現在）

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

本市の高齢者が、心豊かに生きがいを持って、自立した生活を送るためには、市民一人ひとりが高齢期を迎える以前から、より一層「自分の健康は自分で守る」という気概を持った生活を送る必要があります。

このような市民の自助努力を支援していくためには、市民、事業者、地域社会、行政などが一体となってそれぞれの役割に応じて、また相互に補完しあうことが大切です。

本計画では、「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり」を基本理念とし、明るく元気なまちづくりのため、地域住民がお互いに支え合い、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指すこと、また、住民自らが運動、食生活、社会参加に着目した健康づくりに努め、しあわせな最期（健康長寿）を迎えられる「健幸ないわた」を目指します。

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～ 健幸ないわた・健康長寿の実現 ～

<健幸とは・・・>

「健康は幸せの源であり、生涯を通じて健康かつ生きがいを持ち豊かで幸せな生活を営んでいる状態」という考え方（概念）による造語です。「健幸」には、住民自らが健康で自立した生活を送ることができるように努めることが大切です。

<健康長寿とは・・・>

健康で長生きできる要素として、「運動」、「食生活」、「社会参加」に着目した健康づくりを静岡県が進めています。この3要素による良い生活習慣のある方は、より長寿であることがわかっています。

(2) 計画の基本目標

前計画期間に実施された地域ケア会議等から、「認知症の方の見守り」「医療・介護連携」「居場所の確保」「介護予防」「高齢者と障がい者の複合問題」「外国人高齢者への支援」などの地域課題が導きだされました。これらの課題と、本市の高齢社会の将来像を踏まえて、以下を基本目標とします。

【基本目標 1】生きがいくくりと介護予防の充実

生きがいを持ち、生涯現役を貫くために、高齢者が様々な分野で多世代とともに活躍できるよう、健康づくり施策を進めるとともに、住民主体の介護予防活動を支援します。また、介護保険サービスにおいても生活における機能の維持改善を目指すことで、いつまでも元気でいることを支援します。

【基本目標 2】住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

要介護（要支援）状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活し、しあわせな最期を迎えるため、医療と介護の連携、医療や介護サービス・看取りなど終末期医療に関する知識の普及啓発を推進します。

地域包括支援センターの個別相談支援や地域ケア会議を通して、さまざまな関係機関や地域づくり協議会をはじめとする地域団体などと連携することで包括的・継続的なケア体制の構築を進めます。また、生活支援コーディネーターを中心に地域資源の把握や開発、生活支援の担い手養成などを進め、住み慣れた地域で暮らすための支援の充実を目指します。

【基本目標 3】認知症施策の推進

本市の認知症高齢者数は毎年増加しており、2040年には5,092人に達することが見込まれています。

認知症やその重症化を予防するとともに、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるための取り組みを進めます。

【基本目標 4】高齢者支援サービスの充実

高齢者がいつまでも住み慣れた地域や自宅で自立した生活が送れるように、在宅生活を支えるサービスの提供を進めます。

また、支援や介護を必要とする人が、各種高齢者支援サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度や介護保険サービス、福祉サービスの内容について周知を進めます。

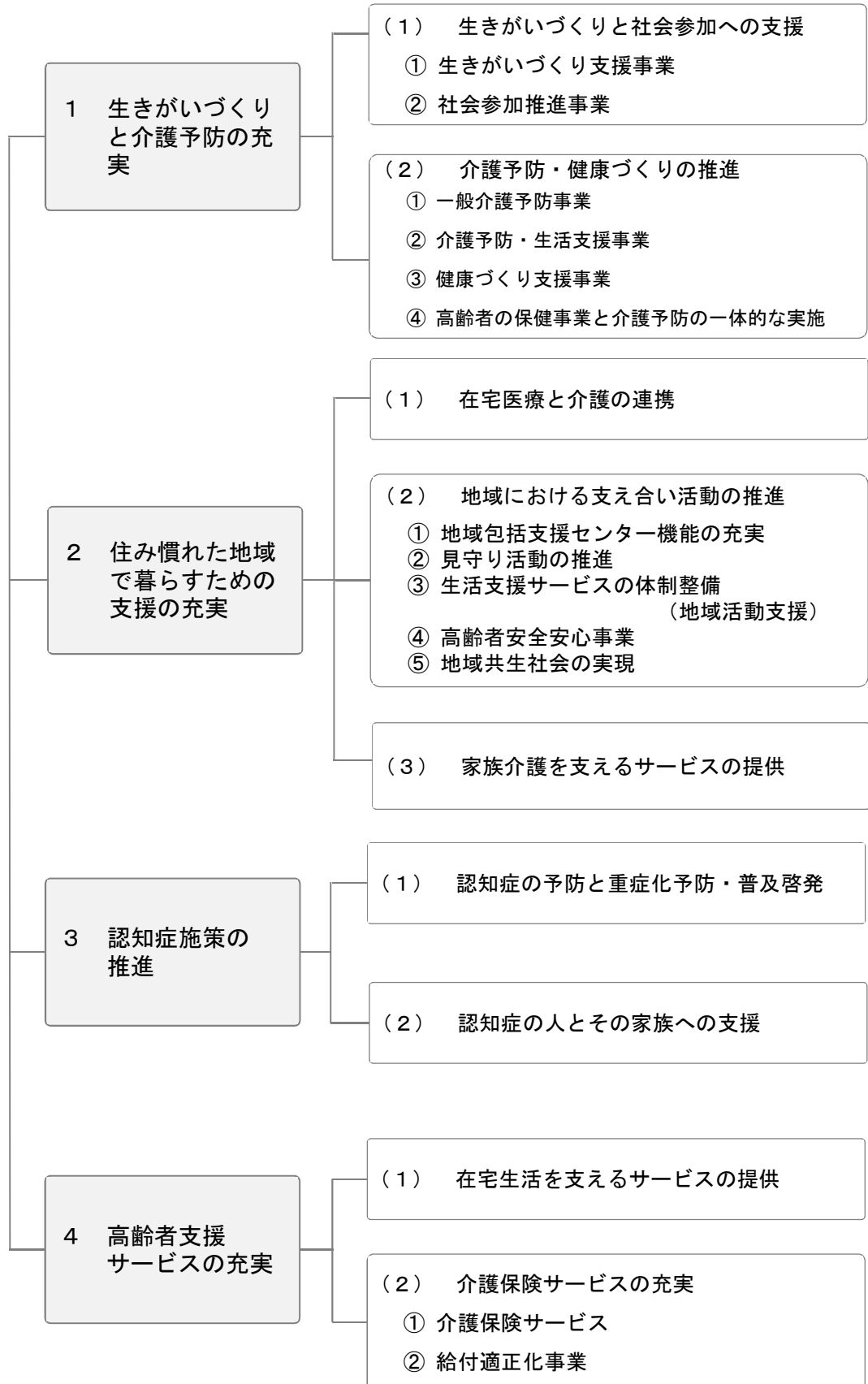
2 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり 健康長寿の実現



3 計画の重点的な取り組み

今後の高齢者人口の増加、高齢者を取り巻く状況や国の方針などを踏まえ、基本理念・基本目標を実現するため、下記の4点について重点的に取り組みます。

重点施策	方向性	具体的な内容（主な事業）
介護予防の推進 健康づくりの推進	介護が必要な人を少なくし、要支援・要介護状態の人の維持・改善のため、介護予防を推進し、健康で生きがいをもって元気に暮らせるよう「健康寿命の延伸」を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○一般介護予防事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○健康づくり支援事業 ○保健事業と介護予防の一体的な実施 ○地域リハビリテーションを活かした連携体制の強化
地域における 支え合い活動の推進	支える側・支えられる側の関係を超え、地域住民それぞれが役割を持つことで、いつまでも自分らしく暮らし続けられる地域のための活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービスの体制整備 ○地域包括支援センター機能の充実 ○見守り活動の推進
認知症の予防と重症化予防・普及啓発 認知症の人とその家族への支援	認知症に関する普及啓発をすることで、早期発見・早期対応による重症化予防につなげるとともに、地域の見守り体制づくりを推進します。また、認知症の人やその家族の意見を取り入れながら、支援を進めることで、認知症になっても安心して自分らしく暮らせる体制づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症への理解を深めるための普及啓発の推進 ○認知症の進行段階に合わせた医療・介護の提供 ○認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり ○認知症予防事業の実施
在宅医療と介護の連携	医療と介護の連携による総合的・継続的なケアの体制を強化し、入院から在宅生活への移行やその後の在宅生活の支援の充実を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○地域住民への普及啓発

基本目標1 生きがいつくりと介護予防の充実**(1) 生きがいつくりと社会参加への支援****【現状と課題】**

高齢者がいつまでもいきいきと自立した生活を過ごすためには、“生きがい”が必要であり、生きがいのある生活を送ることは心身の健康維持にも大きな影響を与えるとともに、社会とのつながりを維持し続けるためにもとても効果的です。

前期高齢者では特に趣味の活動への参加意欲が高く、また、就労や地域活動、ボランティア活動など、さまざまなことに生きがいや喜び・楽しみを感じている人が多いことから、多様化するニーズに対応した生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動が必要です。

高齢者にとっての就労は、収入源や日中の活動の場であるとともに、社会とのつながりを維持するための手段であり、生きがいという点でも大切です。就労の機会を確保し、高齢者の就労を支援していくことが必要です。また、高齢者は地域における多様化する生活支援の担い手としても期待されています。

① 生きがいつくり支援事業**○ 老人クラブ活動の支援**

高齢者の生きがいつくりや介護予防活動、地域での見守り・支援活動の推進のため、老人クラブの活動を支援します。

○ 生きがい・通いの場づくり支援

高齢者の閉じこもり予防、認知症予防、介護予防、仲間づくりなどを目的として開催されているふれあいサロン活動やいきいき百歳体操などの活動を支援します。また、地域のボランティアやNPOなどが実施主体となり、地区の公会堂や事業所等の施設の一部、空き家などを活用した通いの場や常設型の居場所づくりを進める事業を推進します。

○ 生涯学習の推進

高齢者が人生を豊かに過ごすため、生きがいつくりを目指した学習を推進します。

また、自分の経験や技術を生かす場や、学習成果を地域づくりに生かすためにボランティアや指導者につながる学習を支援します。

○ スポーツ・レクリエーションの振興

高齢者の健康・体力の維持と社会的交流を深めるため、輪投げ大会やグラウンドゴルフ大会など各種スポーツ大会を支援します。

【 評価指標 】

	実績		見込	計画			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生きがい・通いの場づくり支援							
ふれあいサロン (件)	184	181	180	185	190	195	
ふれあいサロン参加人数 (人)	5,452	5,461	5,400	5,550	5,700	5,850	
いきいき百歳体操 (件)	91	103	110	114	118	122	
いきいき百歳体操参加人数(人)	1,500	1,664	1,650	1,710	1,770	1,830	

② 社会参加推進事業

○ 社会活動への参加啓発と支援

高齢者が気軽に参加できる各種教室や講座、地域活動、ボランティア活動などの情報提供を実施します。また、退職後の高齢者の社会参加を呼びかける啓発を行います。

○ 就業などの支援

高齢者の生きがいの充実と能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として運営しているシルバー人材センターの運営支援を行います。また、高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を目指して、関係機関との連携を推進します。

(2) 介護予防・健康づくりの推進

【現状と課題】

加齢に伴う運動機能や認知機能などの低下は誰にでも起こることですが、普段の生活から健康を意識した取り組みを行うことで、その進行スピードや程度を緩やかにすることは十分可能です。

高齢者のうち、多くは介護が必要な状態ではなく、自立した生活を送っています。高齢者が住み慣れた地域で健やかな生活を送り、介護を必要としない「健康寿命」を伸ばすためには、元気なうちから健康を意識して介護予防に取り組むことが大切です。

① 一般介護予防事業

○ 介護予防普及啓発事業

いきいき百歳体操や高齢者サロン、まちの保健室等を活用し、フレイル※予防をはじめとした健康づくりに関する取り組みを保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が行います。

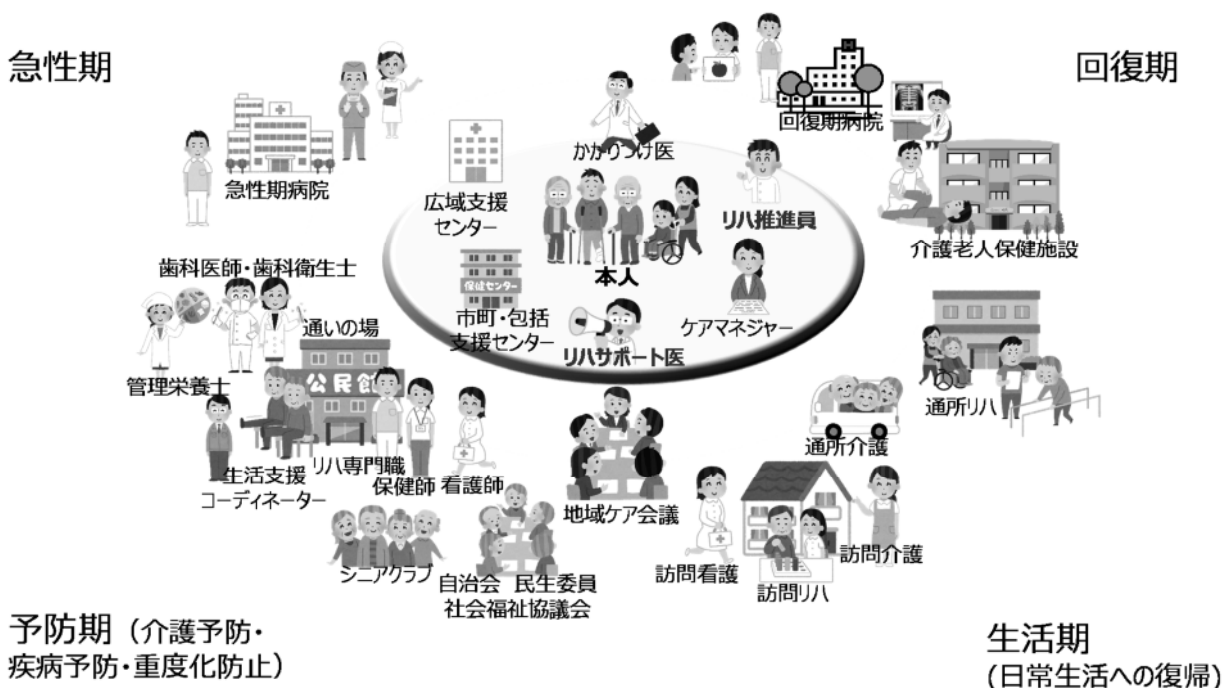
フレイル（虚弱）：健康な状態と要介護状態との間の段階のこと。

○ 地域介護予防活動支援事業

いきいき百歳体操や高齢者サロン等が、住民主体の介護予防活動として、身近なところで実施できるよう取り組み支援を行います。また、取り組みに対して専門職などの協力を得ながら事業を推進します。

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みに対して、市内の医療機関や介護保険施設などと連携し、支援体制を整備します。また、通所型・訪問型サービス、地域ケア会議、住民主体の介護予防活動の場等へリハビリテーション専門職などを派遣します。介護保険導入時に、総合事業やインフォーマルサービスを利用しながら、機能改善や介護保険サービス卒業を見据えたケアプラン作成の支援をするために、リハビリテーション専門職による介護支援専門員への支援機能の強化を進めます。



【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防普及啓発・活動支援事業						
教室・講座等延開催回数 (回) *	237	230	232	236	244	246
教室・講座等延参加人数 (人) *	2,325	2,867	1,680	1,930	1,970	2,010

*いきいき百歳体操・まちの保健室・高齢者サロン代表者研修

② 介護予防・生活支援事業

○ 訪問型サービス（介護相当サービス・緩和基準サービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅に訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

利用者にとって適切なサービスを提供し、安心・安全な生活を送ることを目指します。

○ 通所型サービス（介護相当サービス）

デイサービスセンターで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための訓練などの支援を日帰りで行います。

○ 通所型サービス（緩和基準サービス）

「いきいきデイサービス」は、比較的心身の状況が安定している方を対象として、心身機能の維持向上のための体操や、レクリエーション、趣味の活動などを行い、介護予防を図ります。

また、自立・回復を目指したプラン作成によるサービス提供を推進します。

○ 短期集中予防サービス（「いきいきトレーニング」）

短期（3か月間）集中的に、訪問と通所サービスを組み合わせ、日常生活の基本的な活動に必要な筋力向上を目指し、運動や生活環境の工夫について専門的な指導を受け、生活機能の改善および低下を予防します。

○ 短期集中予防サービス（「いきいきライフ」）

短期（3か月間）集中的に、利用者の生活環境に応じた取り組みやなどについて、筋力向上・低栄養予防・口腔機能向上それぞれの専門的な指導を受けられます。

○ その他の介護予防に資する支援

有償・無償のボランティア等により提供される「通いの場」や「移動支援」、「生活支援」の創出について、生活支援コーディネーター等と共に検討を進め、より多くの人が多様なサービスや地域資源を利用できる体制を目指します。

○ ケアプラン会議

介護予防ケアマネジメントの対象である要支援者や総合事業の事業対象者のケアプランに対し、自立支援の目標設定や支援方法等を多職種協働で検討し、介護支援専門員の自立支援プラン作成の支援、ケアマネジメントの資質向上につなげる支援を推進します。また、介護支援専門員や利用者へ自立や改善に向けた意識付けをすることにより、より多くの人々の元気な暮らしの実現を目指します。

<会議の機能>

- ① 要支援者・総合事業対象者のケアプランを、医療・保健・介護の専門職が協働で、自立支援の視点で検証・検討し、関係機関の自立支援に対する考え方の平準化を図ります。
- ② 介護支援専門員の介護予防ケアマネジメントの資質向上につなげます。
- ③ ケアプランの検証により市全体や各地域に不足する資源の確認をし、生活支援コーディネーターとの共有を図ります。

【 評価指標 】

	実績		見込	計画			推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和22年度
訪問型サービス（人／年）									
訪問介護相当サービス	2,006	2,241	2,676	2,890	3,121	3,371	3,641	3,932	14,548
家事援助サービス	134	121	116	127	130	133	136	138	154
通所型サービス（人／年）									
通所介護相当サービス	5,795	6,037	6,574	6,903	7,248	7,610	7,991	8,390	17,443
いきいきデイサービス	1,335	1,411	1,428	1,495	1,562	1,637	1,717	1,798	2,170
短期集中予防サービス（人／年）									
訪問型サービス（いきいきライフ）			5	10	15	20	25	30	40
通所型サービス（いきいきトレーニング）	27	18	20	30	40	50	60	70	100

③ 健康づくり支援事業

○ 特定健康診査・後期高齢者健康診査

健康状態を早い段階から把握し、生活習慣を自ら振り返る機会とするために健康診査を実施します。また、後期高齢者への一日人間ドック受診への支援を実施します。

○ 保健指導

糖尿病性腎症などに移行する可能性の高い方に対して、重症化することを予防するための保健指導を実施します。

○ がん等検診

がんの予防と早期発見のため、肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮頸がん検診を実施します。

○ 成人歯科健康診査

口腔内の疾病予防のほか、口腔機能や噛む力の維持・向上による低栄養や認知症予防、誤嚥性肺炎の予防が期待されることから、市民の日常生活の質の向上を目的として、「歯と歯肉の健診」を実施します。

○ 成人予防接種

感染症の発病や重症化を予防するため、予防接種法に基づいた定期接種として、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種を実施します。

【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特定健康診査・後期高齢者健康診査						
特定健康診査受診率 (%)	46.9	47.2	49.0	50.0	55.0	60.0
特定保健指導実施率 (%)	73.8	72.4	59.0	59.0	60.0	60.0
後期高齢者健康診査受診率 (%)	15.03	15.71	21.0	26.0	31.0	36.0
成人歯科健康診査						
歯と歯肉の健診受診率 (%)	3.73	3.92	4.19	4.46	4.73	5.00

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の健康支援は、これまで健康づくり支援と介護予防が別々に実施され、健康状態や生活機能の課題が一体的に対応できないという課題がありました。また、壮年期の生活習慣病対策（特定保健指導）から、低栄養・口腔機能・運動機能・認知機能の低下等のフレイルに着目した対策に徐々に転換することが必要です。これらの課題を解消し「健幸ないわた・健康長寿の実現」を目指し、健康診断や保健指導、健康づくりや介護予防を一体的に実施していきます。

○ 地域課題の分析と多職種連携

高齢者一人ひとりの医療・介護・健診に係るデータを活用して地域の健康課題の把握や分析を行い、個別支援やまちの保健室等で周知します。また、地域の医療福祉関係団体と連携し把握された地域課題を共有し、効果的な対策を検討します。

○ 高齢者に対する個別支援

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防、重複・頻回受診、重複投薬者への指導、健康状態が不明な高齢者の状態把握や必要なサービスの提供を推進します。

○ 通いの場等への積極的な関与

いきいき百歳体操や、高齢者サロン、まちの保健室などの場において、専門職がフレイル予防の健康教育や健康相談を実施します。また、「後期高齢者の質問票」を活用しフレイル状態にある高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や支援を行います。

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

(1) 在宅医療と介護の連携

【現状と課題】

後期高齢者の増加に伴い、在宅で介護サービスの提供を受けて生活を継続させながら、在宅医療を中心とした医療サービスによる治療や療養を続けていくことが必要な高齢者が増えると予想されています。そのため、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域の中で支えていくために、医療と介護の相互理解や情報共有を進め、地域全体で顔の見える関係づくりを進めていくとともに、医療と介護が連携すべき場面の的確に捉えて、患者・利用者に真に必要な連携が行われる仕組みを構築することが必要となっています。

○ 地域の医療・介護の資源の把握

地域における医療と介護サービスの実情を把握し、医療や介護関係施設を一覧できるマップを作成、公表しています。必要に応じ、情報更新していきます。

○ 在宅医療と在宅介護の提供体制の構築と推進

「看護小規模多機能型居宅介護サービス」などのサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を検討・協議します。入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応など切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

地域の課題を共有し、対応を協議する「磐田市在宅医療介護連携推進協議会」において、医療と介護の垣根を越えたサービス提供体制の検討と構築を推進します。

○ 医療・介護関係者の情報共有

シズケア*かけはし※の普及に取り組み、地域医療連携パスの活用やICT導入・運用の推進など、在宅医療・介護サービスなどの情報の共有を進めます。また、県や関係市町との連携を強化し、広域での課題解決を進めます。

シズケア*かけはし：静岡県医師会が扱う地域の医療及び介護の資源を把握し、医療・介護連携のためのシステム

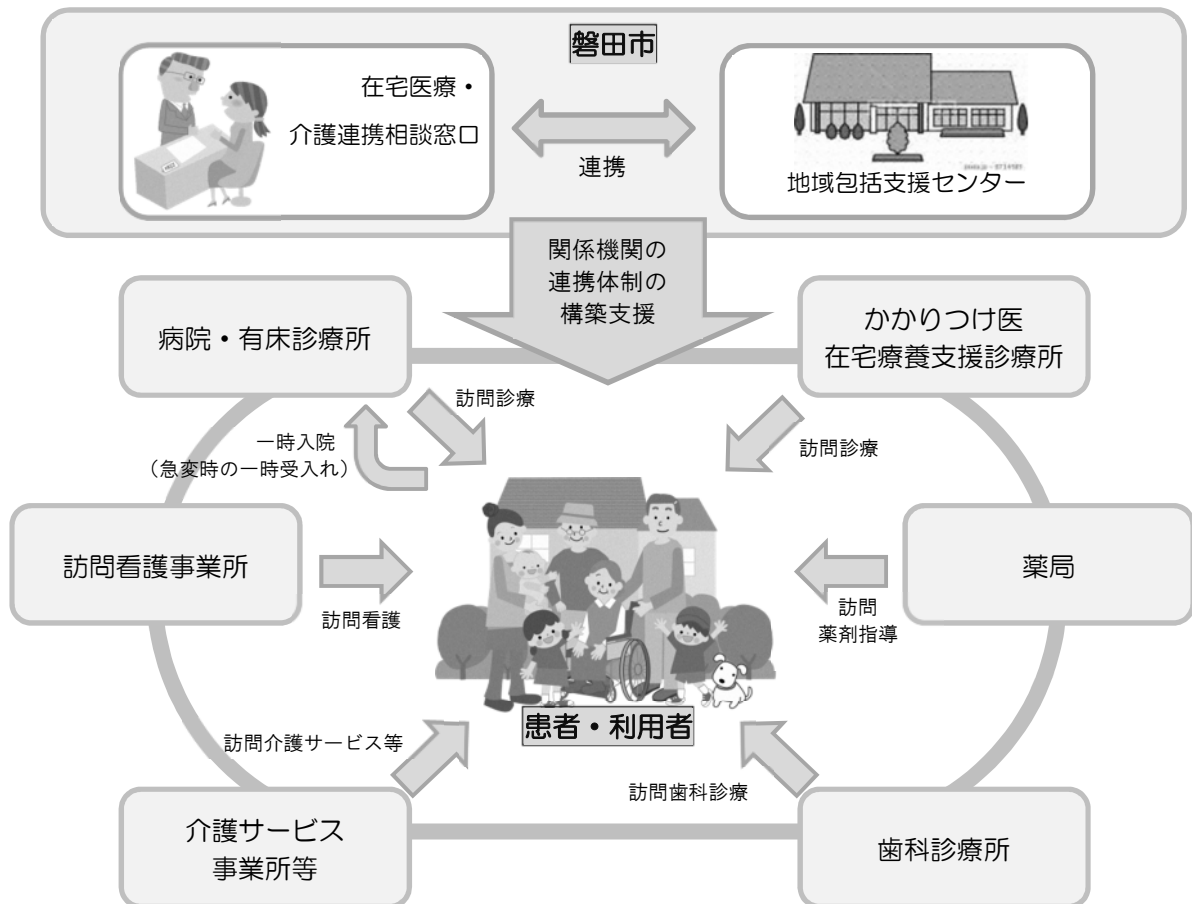
○ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターなどから相談を受ける窓口を設置しています。窓口を通じて、医療関係者と介護関係者の連携の円滑化を推進します。

○ 地域住民への普及啓発

医療・介護関係者や市民活動団体などと協働して、自分らしい生き方や最期の迎え方を普段から考え、準備する意識の醸成を進めます。また、看取りの知識等についても本人や家族に対して、地域包括支援センターや市民相談センターと連携し普及啓発に取り組みます。

【在宅医療・介護連携の推進】



【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
在宅医療と在宅介護の提供体制の構築と推進						
シズケア* かけはし登録事業所 (ヶ所)	63	79	80	85	90	95
在宅医療や看取りなどをテーマとした講座等への参加者数 (人)	211	754	300	700	800	900

(2) 地域における支え合い活動の推進

【現状と課題】

高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者の生活の質を向上させるため、不安感や孤独感の解消を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるような体制を整え、高齢者のニーズや地域課題を踏まえたうえで、ボランティアなどの多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発といった地域づくりを進めていくことが必要です。また、見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的として、「生活支援コーディネーター」などと連携・協力し、地域の支え合い活動を推進していくことが必要です。

① 地域包括支援センター機能の充実

○ 地域包括支援センター運営

地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防等への必要な援助などを行います。地域包括支援センターが、地域包括ケアシステム構築に向けた中心的機関となるよう基幹機能の整備や、人員配置等機能の充実を推進します。

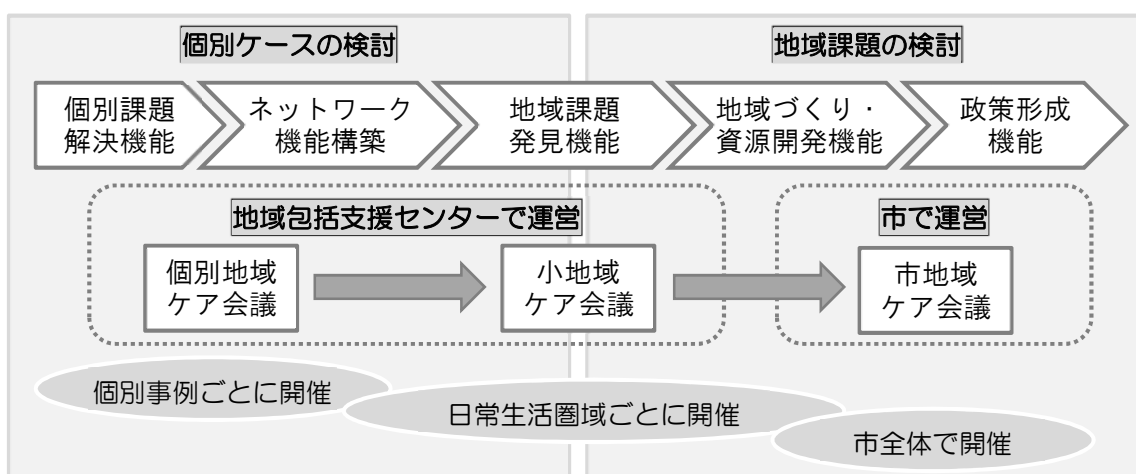
また、地域包括支援センターを拠点として、医療・介護・福祉などの関係機関やボランティアなどのさまざまな社会資源との連携を図り、包括的・継続的なケア体制の構築を推進します。

地域包括支援センターが包括的支援事業で取り組むべき方向性を運営方針として示すとともに、適切・公正かつ中立的な運営を確保するため、磐田市介護保険運営協議会にて、評価や検証を実施します。

○ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るために、個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の5つの機能を持つ地域ケア会議の実施体制づくりを進めます。

【磐田市地域ケア会議の体制図】



【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別地域ケア会議						
会議開催回数 (回)	19	44	30	30	30	30

② 見守り活動の推進

○ 地区見守り活動の推進

民生委員・児童委員や福祉委員が行う見守り活動、老人クラブによる友愛訪問など、地域住民主体の見守り活動を通して必要な支援につなげていきます。また、災害時に一人では避難が困難な高齢者などへの日常からの見守り支援体制の構築を引き続き進めます。

○ 高齢者等見守りネットワーク事業

ひとり暮らし高齢者など、地域で見守りが必要な高齢者等を支えていくために、新聞販売店や金融機関等の民間事業者や福祉団体等で組織する「磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議」への参加をさらに広げます。

【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者等見守りネットワーク事業						
磐田市安心地域支え合い体制づくり 市民会議参加事業所数 (事業所)	52	56	58	60	62	64
見守り通報件数 (件)	28	32	34	36	38	40

③ 生活支援サービスの体制整備（地域活動支援）

○ 生活支援コーディネーター配置

地域資源の把握や、住民主体の活動を進める担い手の発掘・養成などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）について、更に地域課題やニーズを把握できる体制を整え、既存の地域資源を活用するなどして健康づくり、介護予防、通いの場等の生活支援の創出を推進します。

○ 地域ネットワークの構築

ボランティア、NPO、民間企業・事業所、地域の活動団体等、多様な事業主体が生活支援サービスの提供体制を構築できるよう地域ケア会議等を活用して、地域課題の発見・解決を図ります。

○ 地域福祉活動の推進支援

福祉意識の啓発事業など、地域で進める福祉活動への支援を市社会福祉協議会と協働して進めます。また、民生委員・児童委員が行う高齢者の現状把握のための活動などに対して支援を進めます。

○ 敬老事業

地域や社会のために貢献されてきた高齢者を敬い、これまでの労苦をねぎらい、感謝することを目的として地域で行う敬老事業の開催等を支援します。

○ 地域で行う生活支援事業

地域のボランティアやNPOなどが実施主体となり、普段の生活が困難な状況になった高齢者など必要な方を対象として、「家事援助」や「移動支援」など介護予防・生活支援サービス事業の実施に合わせて、有償または無償により生活支援を行う事業を推進します。

④ 高齢者安全安心事業

○ 高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関が連携・協力して情報交換を進める「高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議」を継続して開催します。特に、保健・医療・福祉・警察などの専門機関や近隣住民、家族などの関係者の連携強化を図ります。

○ 交通安全対策

交通安全対策として、急発進抑制装置の普及や反射材の着用推進、高齢者宅訪問・交通安全講話などによる注意喚起に努めます。

○ 防犯対策

防犯対策として市民相談センターにおける、振り込め詐欺、悪質商法、クーリングオフ、多重債務など消費生活にかかる相談や、被害事例の収集と被害防止の啓発に努めます。

○ 高齢者の生活環境の整備

高齢者が安心して外出できる環境整備を進めるため、タクシー券の交付を継続します。また、公共交通においてもデマンド型乗合タクシー「お助け号」の利便性の向上に努めていきます。

公共施設や公園施設、歩道など、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

○ 終活相談支援

終活おうえん窓口において、終活に関するお悩みの支援を行います。高齢者やそのご家族が元気なうちにしておくべき事項や終活ノート「私と家族の安心ノート」の書き方、将来に関する不安などの相談に応じます。

○ 災害時の高齢者支援

一人では避難できない高齢者を把握し、地域で支える体制づくりを進めるとともに、大規模災害などで、指定避難所での生活が困難な高齢者のための福祉避難所の整備を進めます。

○ 福祉避難所の支援

社会福祉施設等と連携し、大規模災害などで、指定避難所での生活が困難な高齢者のための福祉避難所の設置、運営を支援します。

○ 感染症対策

近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所、関係部局が連携して感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、必要物資の整備、支援・応援体制の構築を進めるとともに、ICTを活用した会議の実施等、業務のオンライン化を推進していきます。

○ 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や単独世帯の高齢者が増加するなか、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。本人らしい生活を守るための制度として、必要な人が制度を利用できるよう地域の支援体制を構築します。

また、成年後見制度の利用が必要な高齢者等の申し立て手続きや、低所得者に対する報酬助成の支援をしていきます。

1) 中核機関の設置

本市の成年後見制度利用促進機能の中心的な役割を担う中核機関の設置を推進します。中核機関は家庭裁判所等と連携して、広報・啓発、相談、利用促進、後見人支援のそれぞれの機能の充実を目指します。

ア 広報・啓発機能

成年後見制度の利用が有効であることを、制度を利用する本人および制度利用が必要な人へ、広報・啓発していきます。

また、地域における広報活動推進のため関係団体・機関と連携しながらパンフレットの作成や配布などを行っていきます。

イ 相談機能

地域からの相談、制度利用の必要性に気づいた人、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等の関係者が制度利用に関する相談ができる体制を整備します。

また、既存の支援機関の機能を活かしながら中核機関と専門職等が連携して相談対応する体制を構築します。

ウ 利用促進機能

専門職とは異なる目線で、きめ細やかな支援が期待される「市民後見人」の育成を行うとともに、市民後見人の活動を関係機関と連携しながら支援していきます。

また、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）や家庭裁判所と連携し成年後見人の候補者を推薦します。まずは、市民後見人が受任できる環境を整え、段階的に家庭裁判所へ候補者を推薦する体制を整えます。

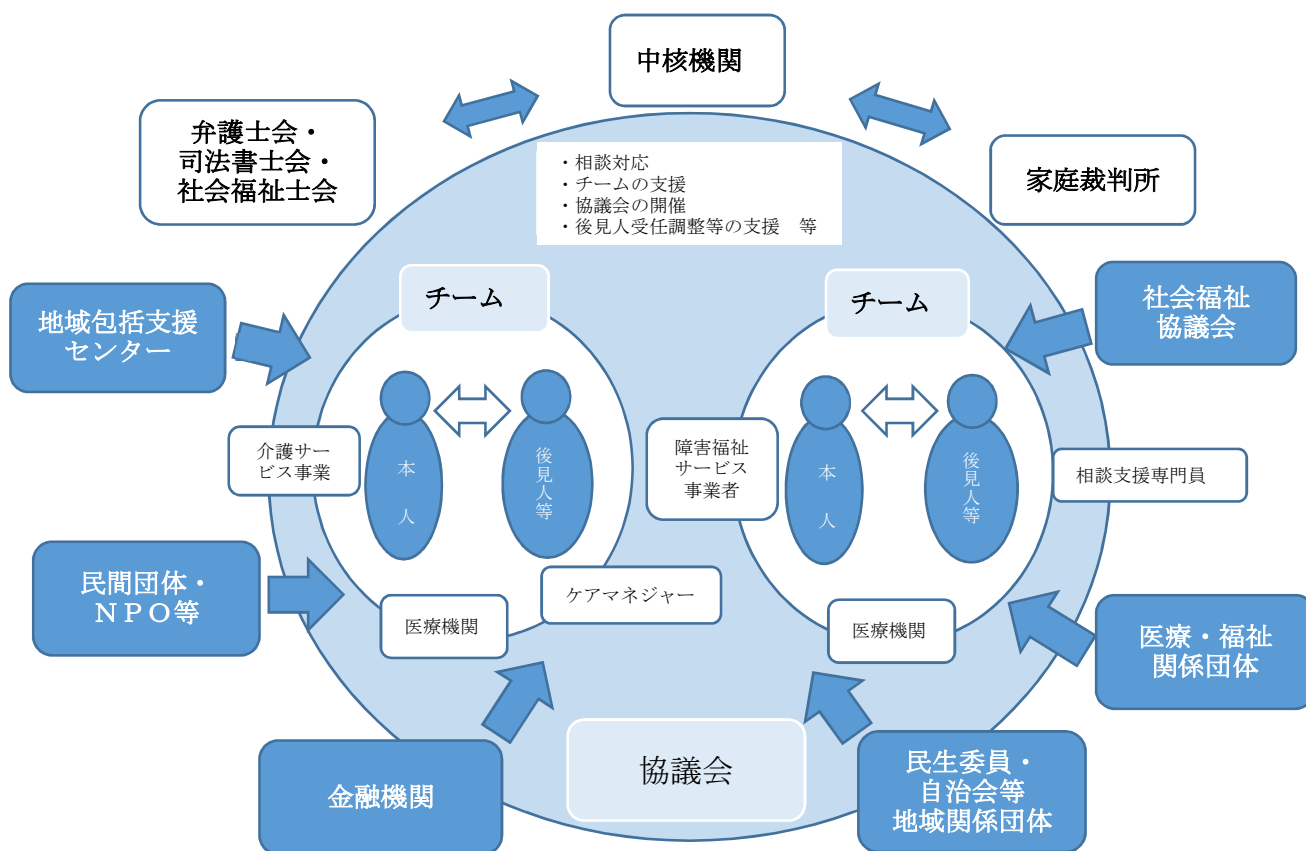
エ 後見人支援機能

市民後見人や親族後見人の日常的な相談に応じるとともに、関係機関と連携して本人を見守る体制を整えます。

2) 地域連携ネットワークの構築

地域において、本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人が連携し必要な情報を共有し、本人を支えるネットワークの構築を目指します。

ネットワーク構築に向けて、中核機関が中心となり専門職団体及び医療、福祉関係者等が集まる協議会を組織し、制度の推進や地域課題について協議します。

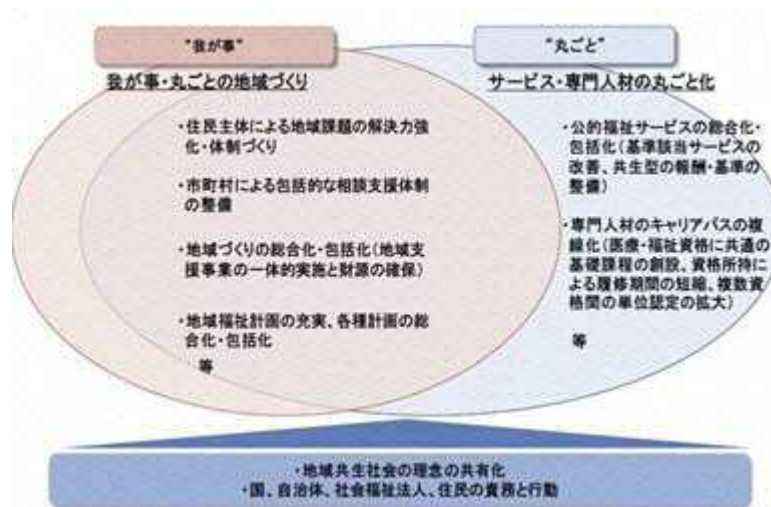


【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の利用促進						
市長申立件数 (件)	3	2	12	10	12	14

⑤ 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。「地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる」という考え方にに基づき、引き続き体制整備の推進を図ります。



(3) 家族介護を支えるサービスの提供

【 現状と課題 】

高齢化の進展に伴い、高齢者が高齢者を介護する老老介護や、家族の介護力の低下や介護負担の増加などが問題となっています。また、介護度が重くなるほど介護負担は重くなるため、介護への不安も大きく、在宅介護を推進していく上で、介護家族への支援の必要性が高まっています。

こうした状況に対応して、介護者への支援を強化し、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る必要があります。

○ 在宅介護手当支給事業

介護者の労をねぎらい、高齢者福祉の向上を図るため、介護負担の大きい方や重度の認知症高齢者の方を一定期間在宅で介護している方、または本人に対して手当を交付します。

○ 介護離職防止に向けた取り組み

介護離職防止の観点から関係機関との情報共有を進め、企業の職場環境の改善に関する普及啓発を行います。また、就職・再就職の場の確保についても、企業や関係機関と連携を図り推進します。

基本目標3 認知症施策の推進

(1) 認知症の予防と重症化予防・普及啓発

【現状と課題】

認知症の人が、地域の中で生き生きとくらし続けるためには、認知症当事者の視点から、どのようなことが問題になっているか検討を進め、地域全体で認知症の人を支える仕組みを構築することが求められています。そのためには、認知症の人の視点に立ち、認知症の認知度を高めるための普及啓発を行ない、ひいては、地域ぐるみで認知症予防・重症化予防を図っていくことが重要です。また、認知症の人やその家族を支援するため、医療・介護の専門職をはじめ学識経験者による、認知症施策推進協議会を設置し施策の推進を図ります。

○ 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

誰もがなる可能性のある認知症を自分ごととしてとらえ、認知症への理解や支援に対する意識を普及啓発するため、小中学校・民間企業・公共機関等で認知症サポーター養成講座を開催します。

また、認知症の理解や支援を目的とした講演会等を、地域の住民とともに医療機関、介護事業所等が多職種で連携しながら開催します。

さらに、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取り組みを推進します。

○ 認知症の進行段階に合わせた医療・介護の提供

認知症ハンドブック、物忘れ相談連絡票の活用などで、認知症の人が認知症の進行に応じた医療や介護が適切な時期に受けられるよう啓発します。

また、認知症初期集中支援チーム※により、認知症の人やその家族への早期対応を推進します。

※認知症初期集中支援チーム：認知症が疑われる人や認知症の人で、適切な医療や介護サービスにながっていない高齢者及びその家族を訪問し、初期の支援を集中的（概ね6か月）に行う、医療、介護の専門職と認知症サポート医で自立生活のサポートを行うチームのこと。

○ 認知症予防事業の実施

住民主体の通いの場である「いきいき百歳体操」や「高齢者サロン」が、認知症予防に効果があることを普及啓発します。

また、認知症予防のための「しゃきしゃき百歳体操」もあわせて普及啓発を推進します。

○ 通いの場における認知症予防の推進

運動不足の改善、生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消等が認知症予防に資する可能性があることから、「通いの場」での認知症予防を推進します。

（２）認知症の人とその家族への支援

【 現状と課題 】

認知症の人にやさしい地域づくりを推進していくためには、在宅で共に暮らす家族の支援を欠かすことはできません。しかし、少子高齢化と世帯数の増加、共働きや晩婚化により、通い介護、遠距離介護、介護と仕事の両立など、新たな介護のあり方が問われています。今後、認知症になっても住み慣れた地域でできる限り長く安心して暮らすためには、生活の中心である自宅にいる時間が長いことから、家族の生活の支えも同時に行っていくことが重要となっています。

○ 認知症の人の介護者への支援

認知症の人の医療や介護のサービスに関わる専門職に、磐田市立総合病院認知症疾患医療センターとともに研修等を開催しながら、認知症ケアの質の向上を図ります。また、介護者同士が集う場や居場所づくりの普及を進めます。

○ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症地域支援推進員※を中心として、認知症サポーター養成講座の講師役のキャラバン・メイトや認知症サポーター等が地域で活動できる場づくりや認知症の人の見守り活動を進めます。

また、認知症高齢者等事前登録制度による見守りオレンジシールを普及させ、認知症の人を地域で見守る体制づくりを推進するとともに、認知症高齢者等個人賠償責任保険を継続します。

さらに、認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や運転免許証返納者の、買い物や居場所の課題等を検討します。

※認知症地域支援推進員：医療・介護・地域をつなぐコーディネートや、認知症理解のための講座等の実施、認知症の人とその家族の相談支援を行う。（地域包括支援センターに配置）

○ 若年性認知症の相談支援体制の強化

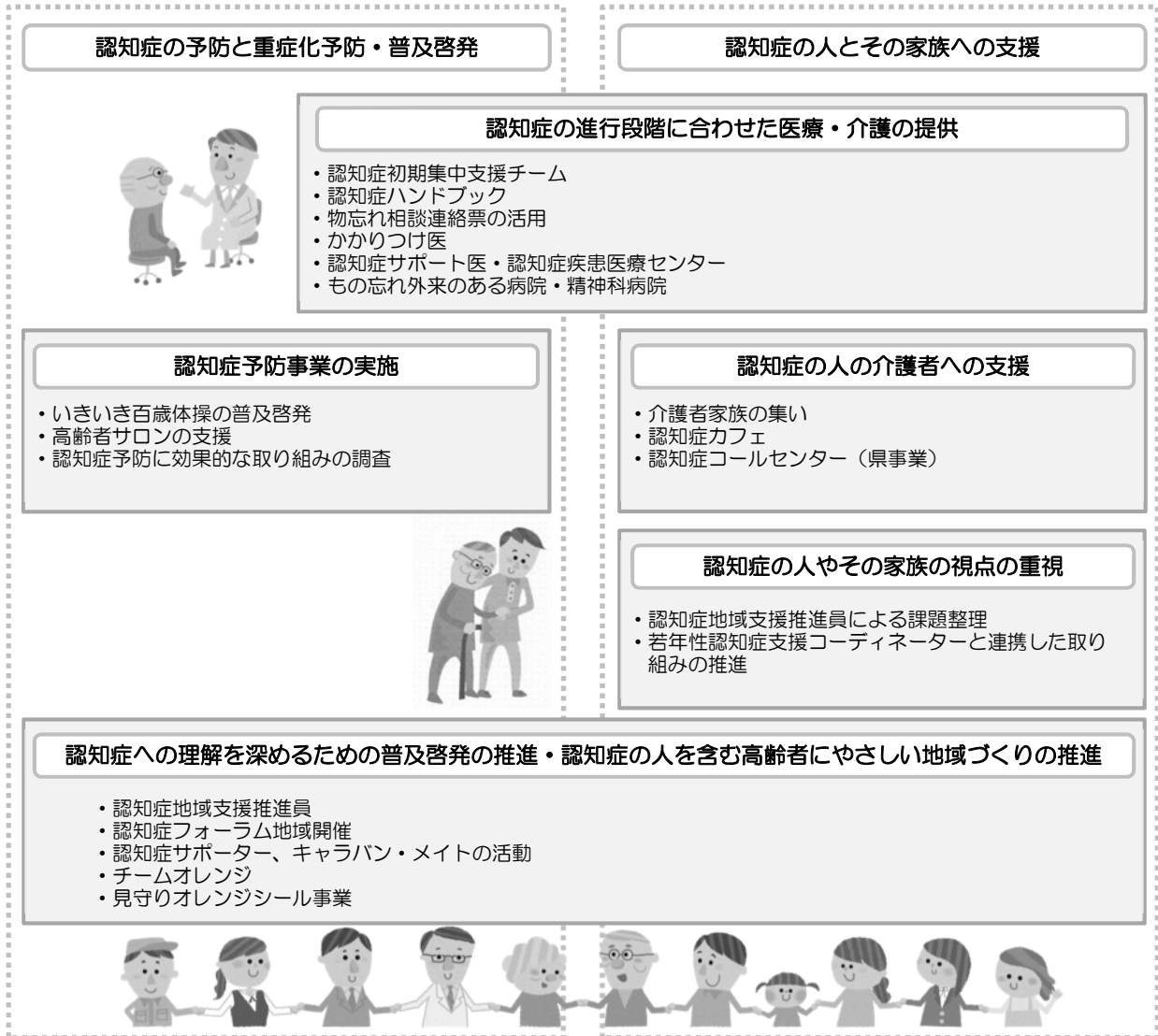
若年性認知症の人は、就労や生活、子育て、経済的な問題と複数の問題が重なる特徴があることから、就労や社会参加の支援など、様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく事が必要になります。

課題解決に向けた個別の支援とともに、若年性認知症の人のニーズ把握、本人や家族が交流できる居場所づくりを進めます。

○ 認知症の人やその家族の視点の重視・本人発信支援

認知症の初期段階では、必ずしも本人に介護が必要な状態とは限りません。認知症の人やその家族の視点に立ち、認知症の人が自分らしくよりよく生きていくことができるよう、認知症の人の思いを聞き取る活動や本人の得意なことを活かせる活動の場の確保を進め、本人発信を支援します。また、認知症の人同士が語り合う機会を創出し、意見の把握や施策の企画・立案や評価につなげます。

【認知症施策の概要（イメージ）】



【 評価指標 】

	実績		見込	計画		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認知症への理解を深めるための普及啓発の推進						
認知症サポーター数 (人)	16,023	17,404	18,000	18,700	19,800	21,000
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業						
加入者数 (人)			140	160	180	200
認知症の人とその家族への支援						
認知症カフェ開催回数 (回)	48	49	25	40	50	55
認知症カフェ延参加人数 (人)	822	1,036	400	700	1,000	1,100

基本目標4 高齢者支援サービスの充実

(1) 在宅生活を支えるサービスの提供

【現状と課題】

高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるように、多様な生活支援サービスを利用できるような地域づくりを積極的・計画的に支援・推進することが重要となっていますが、高齢化が進む中で、サービスを提供する専門職の不足が予想されるため、人材確保に努め、多様なサービスの提供を実施することが必要となっています。

○ 高齢者等紙おむつ購入費助成事業

常時おむつを必要とする在宅の方に対し、紙おむつおよび尿取りパッドの購入費を、所得状況により助成し、高齢者などの健康衛生の保持と介護者の介護および経済負担の軽減を図ります。

○ 高齢者等タクシー利用料金助成事業

外出のための支援が必要な在宅の方に対し、所得状況によりタクシーの利用料金を助成し、医療機関への通院や買い物などの外出を支援することにより、社会活動への参加を促進し、経済的負担の軽減を図ります。

○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム貸与・相談事業

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯、障がいがある方と同居している高齢者または重度身体障がい者などで、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方に対し、体調の急変など緊急時に通報する装置を貸与します。また、医療や健康に関する相談に対し、24時間専門家（看護師等）が適切なアドバイスを行います。

○ はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業

70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージの治療費の助成を行い、高齢者の身体機能の維持回復や健康増進を図ります。

○ 訪問理美容サービス事業

介護保険の要支援・要介護に該当する方または身体障がい者で、理美容店に出向くことが困難な在宅の方に対し、居宅で散髪などが受けられるよう、理容師または美容師を派遣し、衛生管理を支援します。

○ 高齢者短期入所事業

介護をしている家族などの特別な理由により、在宅での介護が困難な場合に、養護老人ホームなどへの宿泊を提供し、介護者の負担の軽減を図ります。

○ 寝具洗濯乾燥等サービス事業

高齢者および身体障がい者の在宅の方で衛生管理が困難な方に、寝具の洗濯・乾燥および消毒を行い、衛生の保持と生活の向上を図ります。

○ 食の自立支援事業

高齢者のみで生活している方などで、買い物や調理が困難な方に対し、食生活に関わる各種サービスの利用調整、配食、安否確認を行い、高齢者などの自立と健康増進を図ります。

○ 高齢者補聴器購入助成事業

聴力が低下しても高齢者が社会参加できるよう補聴器の購入費用助成を継続します。

○ 外国人高齢者福祉手当支給事業

昭和8年4月2日以前生まれの特別永住者で、公的年金を受給していない方に対し、手当を支給します。制度の変更があれば、柔軟に対応します。

○ 介護サービス利用料の低所得者軽減措置事業

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などが、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減します。

事業を実施している社会福祉法人に対して補助金を交付し、事業の推進を図っています。事業の周知を図り、低所得者の介護保険サービスの利用を推進します。

○ 住宅改修支援事業

要支援者や要介護者で、居宅介護支援または介護予防支援を受けていない方が住宅改修を行う場合に、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどが、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成を支援します。

○ 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者や介護者の疑問、不満および不安の解消を図るとともに、事業所の介護サービス提供の質の向上を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

① 介護保険サービス

○ 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅に訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	訪問介護 自然体	7,637	7,467	7,212	7,248	7,512	7,440	7,920	10,104
	訪問介護 施策反映後				7,164	7,248	7,032	7,152	8,880

○ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。今後も引き続き、サービスの供給と質の確保に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	訪問入浴介護 自然体	614	622	780	840	888	876	948	1,284
	訪問入浴介護 施策反映後				840	864	840	888	1,212
	介護予防訪問入浴介護 自然体	12	12	12	12	12	12	12	12
	介護予防訪問入浴介護 施策反映後				12	12	12	12	12

○ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患等を抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。在宅での医療ニーズが高くなっている半面、提供できるサービス確保が困難となっています。提供体制について研究する等により、適切にサービスが提供できるよう努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	訪問看護 自然体	4,990	5,404	5,640	6,012	6,288	6,288	6,720	8,676
	訪問看護 施策反映後				5,952	6,108	6,000	6,168	7,812
	介護予防訪問看護 自然体	837	1,085	1,284	1,344	1,368	1,368	1,428	1,584
	介護予防訪問看護 施策反映後				1,392	1,428	1,464	1,620	1,944

○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。在宅における生活動作などのリハビリのニーズが高くなっており、適切にサービスが提供できるよう努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (回/年)	訪問リハビリテーション 自然体	777	913	1,164	1,296	1,344	1,344	1,440	1,836
	訪問リハビリテーション 施策反映後				1,284	1,320	1,284	1,296	1,644
	介護予防訪問リハビリテーション 自然体	230	279	468	528	540	552	576	636
	介護予防訪問リハビリテーション 施策反映後				540	564	588	648	780

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。利用者ニーズに応じたサービスの供給ができるよう努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	居宅療養管理指導 自然体	4,391	4,974	5,016	5,292	5,544	5,496	5,904	7,860
	居宅療養管理指導 施策反映後				5,256	5,412	5,256	5,448	7,188
	介護予防居宅療養管理指導 自然体	190	230	384	432	444	468	468	528
	介護予防居宅療養管理指導 施策反映後				444	468	492	540	648

○ 通所介護

デイサービスセンターで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための訓練などの支援を日帰りで行います。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	通所介護 自然体	23,628	23,486	23,880	24,444	25,032	24,504	26,028	33,240
	通所介護 施策反映後				24,192	24,276	23,280	23,724	29,556

○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。個々に必要な介護、身体の状態に応じたリハビリテーションが提供できるように努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	通所リハビリテーション 自然体	6,859	6,947	6,600	6,348	6,444	6,384	6,756	8,568
	通所リハビリテーション 施策反映後				6,288	6,240	6,036	6,144	7,572
	介護予防通所リハビリテーション 自然体	1,846	2,256	2,376	2,472	2,616	2,736	2,844	3,156
	介護予防通所リハビリテーション 施策反映後				2,544	2,736	2,940	3,216	3,888

○ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護、機能訓練を行います。今後も引き続きサービス提供量の確保に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	短期入所生活介護 自然体	5,927	6,120	5,688	5,736	5,976	5,940	6,336	8,412
	短期入所生活介護 施策反映後				5,700	5,856	5,700	5,916	7,764
	介護予防短期入所生活介護 自然体	205	209	144	144	144	144	156	180
	介護予防短期入所生活介護 施策反映後				144	144	156	168	204

○ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護や医療的管理のもとに必要な医療や日常生活の介護を行います。今後も利用者のニーズに対応したサービス提供量の確保に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	短期入所療養介護 自然体	651	720	564	576	576	576	600	816
	短期入所療養介護 施策反映後				552	564	552	576	756
	介護予防短期入所療養介護 自然体	36	24	0	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護 施策反映後				0	0	0	0	0

○ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。適切なサービス提供ができるよう努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	特定施設入居者生活介護 自然体	1,177	1,242	1,452	1,464	1,476	2,568	1,548	1,800
	特定施設入居者生活介護 施策反映後				1,476	1,488	1,500	1,524	1,776
	介護予防特定施設入居者 生活介護 自然体	107	122	156	156	156	168	168	192
	介護予防特定施設入居者 生活介護 施策反映後				156	180	180	192	240

○ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活を支援するために、車いすや特殊寝台などの福祉用具を供給（貸与）します。在宅における介護環境を整えるニーズが高くなっており、今後も引き続きサービス提供量の確保に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	福祉用具貸与 自然体	23,456	24,617	26,352	28,620	30,168	30,192	32,160	41,472
	福祉用具貸与 施策反映後				28,368	29,316	28,776	29,496	37,308
	介護予防福祉用具貸与 自然体	5,843	6,669	7,488	8,268	8,604	8,796	9,156	10,164
	介護予防福祉用具貸与 施策反映後				8,544	9,036	9,456	10,404	12,540

○ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

日常生活を支援するために、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を供給（販売）します。在宅における介護環境を整えるニーズが高くなっており、今後も引き続きサービス提供量の確保に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	特定福祉用具販売 自然体	550	510	600	660	684	684	720	924
	特定介護予防福祉用具販 売 施策反映後				648	660	636	660	828
	介護予防特定福祉用具販 売 自然体	133	130	120	120	120	120	120	134
	介護予防特定福祉用具販 売 施策反映後				120	120	120	132	156

○ 住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅を改修する際、20万円を上限にかかった費用の9割を支給します。在宅における介護環境を整えるニーズが高くなっており、サービスの適正な供給ができるよう努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	住宅改修 自然体	463	426	492	504	528	516	564	696
	住宅改修 施策反映後				504	492	492	504	624
	介護予防住宅改修 自然体	158	187	216	228	240	240	252	276
	介護予防住宅改修 施策反映後				240	240	252	276	336

○ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーが要介護者の状況や希望などを踏まえ、介護サービス利用に必要な計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス事業者との連絡調整などを行います。要支援者に対する介護予防支援は、地域包括支援センターの職員が行います。今後も引き続き適正なケアプラン作成や支援の確保に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	居宅介護支援 自然体	38,815	39,112	39,852	40,956	42,228	41,772	44,400	56,592
	居宅介護支援 施策反映後				40,512	40,896	39,612	40,332	50,136
	介護予防支援 自然体	7,474	8,523	9,600	10,596	11,040	11,268	11,724	13,044
	介護予防支援 施策反映後				10,944	11,568	12,120	13,320	16,068

地域密着型サービス

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を問わず24時間安心して生活できるよう、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 自然体	178	194	180	180	228	228	228	228
	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護 施策反映後				180	216	204	216	264

○ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

人員配置など決められた基準を満たした施設に通う認知症の高齢者に、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	認知症対応型通所介護 自然体	167	138	108	120	120	120	168	180
	認知症対応型通所介護 施策反映後				120	120	120	120	168
	介護予防認知症対応型通 所介護 自然体	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型通 所介護 施策反映後				0	0	0	0	0

○ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に利用者の選択に応じて、訪問介護や一時的な宿泊を組み合わせる多機能なサービスを行います。利用者のニーズも高いことから、令和5年度までに提供事業者を増やし、適切なサービス提供に努めます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	小規模多機能型居宅介護 自然体	698	800	1,320	1,332	1,344	1,656	1,656	1,656
	小規模多機能型居宅介護 施策反映後				1,332	1,344	1,656	1,656	1,656
	介護予防小規模多機能型 居宅介護 自然体	39	24	36	36	36	48	48	48
	介護予防小規模多機能型 居宅介護 施策反映後				36	36	48	48	48

○ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療補助のサービスを、同じ事業所からの提供として受けられます。令和4年度からの提供体制を整え、新たに利用者を見込んでいます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	看護小規模多機能型 居宅介護 自然体	0	5	0	0	348	348	360	360
	看護小規模多機能型 居宅介護 施策反映後				0	348	348	360	360

○ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	認知症対応型共同生活介護 自然体	3,435	3,414	3,516	3,528	3,552	3,768	3,768	3,768
	認知症対応型共同生活介護 施策反映後				3,528	3,552	3,768	3,768	3,768
	介護予防認知症対応型共同生活介護 自然体	23	37	12	12	12	12	12	12
	介護予防認知症対応型共同生活介護 施策反映後				12	12	12	12	12

○ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な老人デイサービスセンターが提供するサービスが対象となります。

		実績		見込	計画			推計	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	地域密着型通所介護 自然体	2,856	2,780	2,832	2,880	3,036	3,048	3,252	4,152
	地域密着型通所介護 施策反映後				2,880	3,036	3,048	3,240	4,152

施設サービス

○ 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が施設に入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
利用人数 (人/年)	介護老人福祉施設 自然体	9,708	9,684	9,768	9,780	9,780	10,260	10,260	10,260
	介護老人福祉施設 施策反映後				9,780	9,780	10,260	10,260	10,260

○ 介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、施設に入所してリハビリテーションを中心としたケアを受けます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
利用人数 (人/年)	介護老人保健施設 自然体	5,920	6,150	6,408	6,408	6,408	7,608	7,608	7,608
	介護老人保健施設 施策反映後				6,408	6,408	7,608	7,608	7,608

○ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

		実績		見込	計画			推計	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
利用人数 (人/年)	自然体	77	399	864	864	864	864	936	936
	施策反映後				864	864	864	936	936

○ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための施設です。令和6年3月末に廃止が予定されています。

		実績		見込	計画				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用人数 (人/年)	自然体	553	438	192	84	84	84		
	施策反映後				84	84	84		

○ 介護人材の確保

適切な介護サービスの提供には、人材の確保が必須であるため、県や関係機関と連携し、介護・福祉に関する普及啓発、多様な人材の確保・育成などの取り組みを進めます。

施設・居住系サービス施設整備計画

待機者の解消や要介護者の増加に対応するため、介護老人福祉施設を中心に計画的に施設整備を進めます。施設・居住系サービスのベッド数と総施設数は、介護保険事業計画の必須記載事項となっており、その内容は下記のとおりです。

		見込	計画		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設	ベッド数	836	836	836	876
	総施設数	12	12	12	12
介護老人保健施設	ベッド数	540	540	540	640
	総施設数	7	7	7	7
介護医療院	ベッド数	50	50	50	50
	総施設数	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	ベッド数	100	100	100	100
	総施設数	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	ベッド数	297	297	297	315
	総施設数	15	15	15	16
地域密着型 特定施設入居者生活介護	ベッド数	0	0	0	0
	総施設数	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	ベッド数	0	0	0	0
	総施設数	0	0	0	0

② 給付適正化事業

○ 要介護認定の適正化

調査結果にばらつきが出ないように、調査員の資質向上を図ります。

○ ケアプランの点検

国保連システムと介護給付費適正化システムを併用して点検対象となるケアプランを抽出し、専門職と連携しながら、介護支援専門員との対面により点検及び支援を実施します。

○ 住宅改修等の点検

施工前及び施工後の書面等による点検を全件実施します。そのうち、高額なもの、複雑なもの、写真では分かりにくいもの等から選定し、訪問による施工前または施工後の点検を実施していきます。

○ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検としては、点検の有効性が高いとされる帳票の点検等について自己点検を行うとともに、国保連への業務委託を実施し、連携の強化を図ります。

また、その他にも、市に届出が必要な書類について、介護支援専門員より漏れなく提出されているか確認します。

医療情報との突合については、適正化につながるすべての突合区分における帳票の点検等について、国保連への業務委託を実施し、連携の強化を図ります。

○ 介護給付費通知

居宅・施設・地域密着型サービスの利用について、年1回通知しています。

通知対象者からの問い合わせに配慮し、発送前には事業者への周知を行うとともに、発送時には通知書の見方等を記載した案内状を添付することで、対象者自身の理解度の深化を図ります。

第5章

介護サービス費に係る費用の見込み

1 介護（介護予防）給付費の見込み

令和3年度から令和5年度までの3年間の介護（介護予防）サービスの総給付費見込額は、次のとおりです。

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス			
訪問介護	368,777	385,228	378,406
訪問入浴介護	50,323	53,262	52,479
訪問看護	238,637	249,536	248,658
訪問リハビリテーション	41,159	42,569	42,667
居宅療養管理指導	42,068	44,097	43,797
通所介護	2,238,822	2,314,206	2,264,700
通所リハビリテーション	465,948	474,662	469,754
短期入所生活介護	556,850	582,083	576,501
短期入所療養介護	53,847	53,847	53,847
特定施設入居者生活介護	287,994	289,973	291,951
福祉用具貸与	351,055	372,608	370,317
特定福祉用具購入	15,358	15,988	15,920
住宅改修	46,072	48,251	47,187
地域密着型介護サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,041	25,888	25,888
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	19,506	19,506	19,506
小規模多機能型居宅介護	262,953	266,359	334,823
看護小規模多機能型居宅介護	0	84,802	84,802
認知症対応型共同生活介護	897,269	903,607	958,211
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
地域密着型通所介護	266,747	280,314	279,154
居宅介護支援	603,788	624,494	617,957
施設サービス			
介護老人福祉施設	2,559,112	2,559,112	2,676,772
介護老人保健施設	1,757,502	1,757,502	2,087,165
介護療養型医療施設・介護医療院	331,751	331,751	331,751
介護給付費計（小計）	11,475,579	11,779,645	12,272,213

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	804	804	804
介護予防訪問看護	40,396	41,019	40,921
介護予防訪問リハビリテーション	14,962	15,284	15,638
介護予防居宅療養管理指導	3,829	3,918	4,137
介護予防通所リハビリテーション	82,170	86,540	90,602
介護予防短期入所生活介護	6,168	6,168	6,168
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	12,175	12,175	12,929
介護予防福祉用具貸与	51,959	54,100	55,316
特定介護予防福祉用具購入	2,508	2,508	2,508
介護予防住宅改修	20,553	21,792	21,792
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,784	1,784	2,379
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,798	2,798	2,798
介護予防支援	48,474	50,501	51,544
予防給付費計（小計）	288,580	299,391	307,536

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費（合計）	11,764,159	12,079,036	12,579,749
計画期間（令和3年度～令和5年度）の 総給付費（合計）	① 36,422,944		

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。

2 介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み

令和3年度から令和5年度までの3年間の介護予防・日常生活支援総合事業費見込額は、次のとおりです。

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費			
訪問型サービス	52,485	56,575	60,393
通所型サービス	186,921	193,745	200,261
一般介護予防、短期集中予防サービス、介護予防ケアマネジメント費など	32,000	32,000	32,000
介護予防・日常生活支援総合事業費合計	271,406	282,320	292,655
計画期間（令和3年度～令和5年度）の介護予防・日常生活支援総合事業費（合計）			②846,380

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。

3 標準給付費および地域支援事業費の見込み

標準給付費および地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

単位：千円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費	12,393,406	12,725,420	13,241,523	38,360,348
総給付費	11,764,159	12,079,036	12,579,749 ①	36,422,944
一定以上所得者の利用者負担見直しに伴う財政影響額	—	—	—	—
消費税率等の見直しを勘案した影響額	—	—	—	—
特定入所者介護サービス費等給付額	399,902	410,793	420,573	1,231,268
高額介護サービス費等給付額	215,969	221,851	227,133	664,953
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,470	4,592	4,701	13,763
算定対象審査支払手数料	8,906	9,148	9,366	27,420
地域支援事業費	449,425	510,339	520,674	1,480,439
介護予防・日常生活支援総合事業費	271,405	282,319	292,655 ②	846,379
包括的支援事業・任意事業費	178,020	228,020	228,020	634,060
合計	12,842,831	13,235,759	13,762,197 ③	39,840,788

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。

4 第8期介護保険料

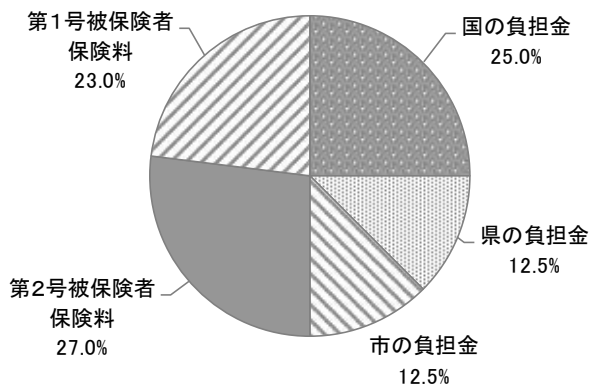
(1) 介護保険事業の財源

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、標準給付費、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

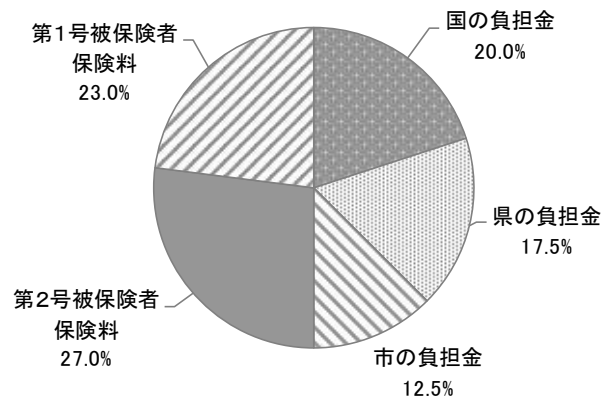
そのうち、標準給付費と地域支援事業費の財源は、国の負担金（調整交付金を含む）、県の負担金、市の負担金、第2号被保険者の保険料（支払基金交付金）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

標準給付費の財源構成

居宅給付費

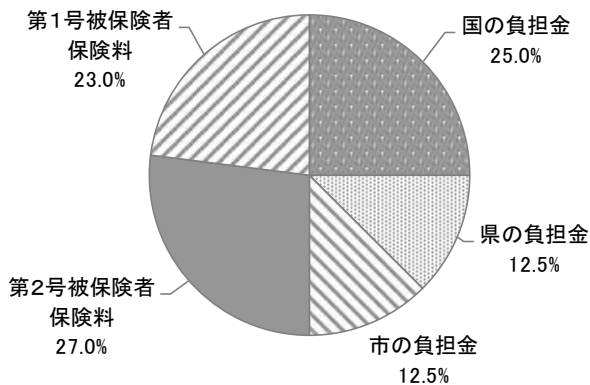


施設等給付費

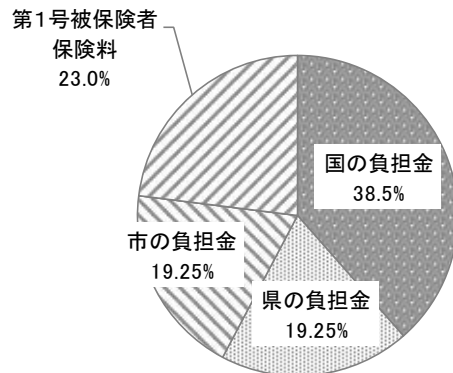


地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活自立支援総合事業



包括的支援事業および任意事業



(2) 第8期保険料基準額の算定

第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）においては、高齢化の進行に伴う介護サービス利用増などによる介護給付費の増加が見込まれます。

第8期の保険料基準額は、標準給付費、地域支援事業費をもとに、以下のとおり計算し、算出しました。

単位：千円

項目	金額
標準給付費 + 地域支援事業費計 (A)	③ 39,840,788
第1号被保険者負担分相当額 (B) = (A) × 23.0%	9,163,381
調整交付金相当額 (C)	1,960,336
調整交付金見込額 (D)	927,690
準備基金取崩額 (E)	882,827
保険料必要額 (F) = (B) + (C) - (D) - (E)	9,313,200

項目	金額
保険料必要額 (F)	9,313,200 千円
予定保険料収納率 (G)	99.1%
弾力化した所得段階別加入割合補正後被保険者数 [※] (H)	153,546 人
第1号被保険者の介護保険料基準額 (月額) (I) ≙ (F) ÷ (G) ÷ (H) ÷ 12	5,100 円

※所得段階別加入割合補正後被保険者数…所得段階の加入割合を換算した3か年の被保険者数

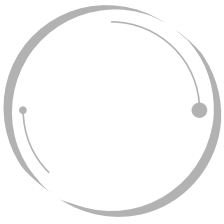
(3) 所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。保険給付費の増加や、所得に応じた負担を図るため、これまでと同じ12段階の設定とします。

第1号被保険者の所得段階別保険料は、前期と同じで次のとおりです。なお、第1段階から第3段階の方は、公費により保険料率を軽減しています。

所得段階	対象者 (所得段階の説明)	算出方法	第8期 (令和3～5年度)
			年額保険料 (月額保険料)
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ○世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額※が80万円以下の場合	基準額 ×0.30	18,360円 (1,530円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の場合	基準額 ×0.50	30,600円 (2,550円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が120万円を超える場合	基準額 ×0.70	42,840円 (3,570円)
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合 (本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が80万円以下の場合)	基準額 ×0.90	55,080円 (4,590円)
第5段階	○本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合 (本人の前年の課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が80万円を超える場合)	基準額	61,200円 (5,100円)
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の場合	基準額 ×1.20	73,440円 (6,120円)
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合	基準額 ×1.30	79,560円 (6,630円)
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	基準額 ×1.55	94,860円 (7,905円)
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上390万円未満の場合	基準額 ×1.75	107,100円 (8,925円)
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が390万円以上500万円未満の場合	基準額 ×1.80	110,160円 (9,180円)
第11段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の場合	基準額 ×1.90	116,280円 (9,690円)
第12段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上の場合	基準額 ×2.00	122,400円 (10,200円)

※合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する金額。土地・建物等の譲渡所得の特別控除の適用がある場合は、特別控除後の金額となります。



資料編

1 磐田市介護保険条例

平成17年4月1日条例第134号

第4章 介護保険運営協議会

(設置)

第12条 市は、介護保険事業の円滑な運営を図るため、磐田市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(委員)

第13条 運営協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 保健、福祉又は医療関係団体を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験のある者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 磐田市介護保険運営協議会規則

平成17年4月1日規則第71号
改正

平成27年3月26日規則第31号

平成29年5月22日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市介護保険条例（平成17年磐田市条例第134号）第12条に規定する磐田市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、介護保険事業に関する次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する事。
- (2) 保険給付の種類及び内容並びに保険料の賦課徴収に関する事。
- (3) 指定地域密着型サービスの指定等に関する事。
- (4) 地域包括支援センターの運営等に関する事。
- (5) 地域ケア会議に関する事。
- (6) 生活支援体制整備に関する事。
- (7) その他介護保険事業の運営に関する事。

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運営協議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 運営協議会は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(規則施行後最初に行われる会議の招集)

2 この規則施行後最初に行われる運営協議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成27年3月26日規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月22日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。